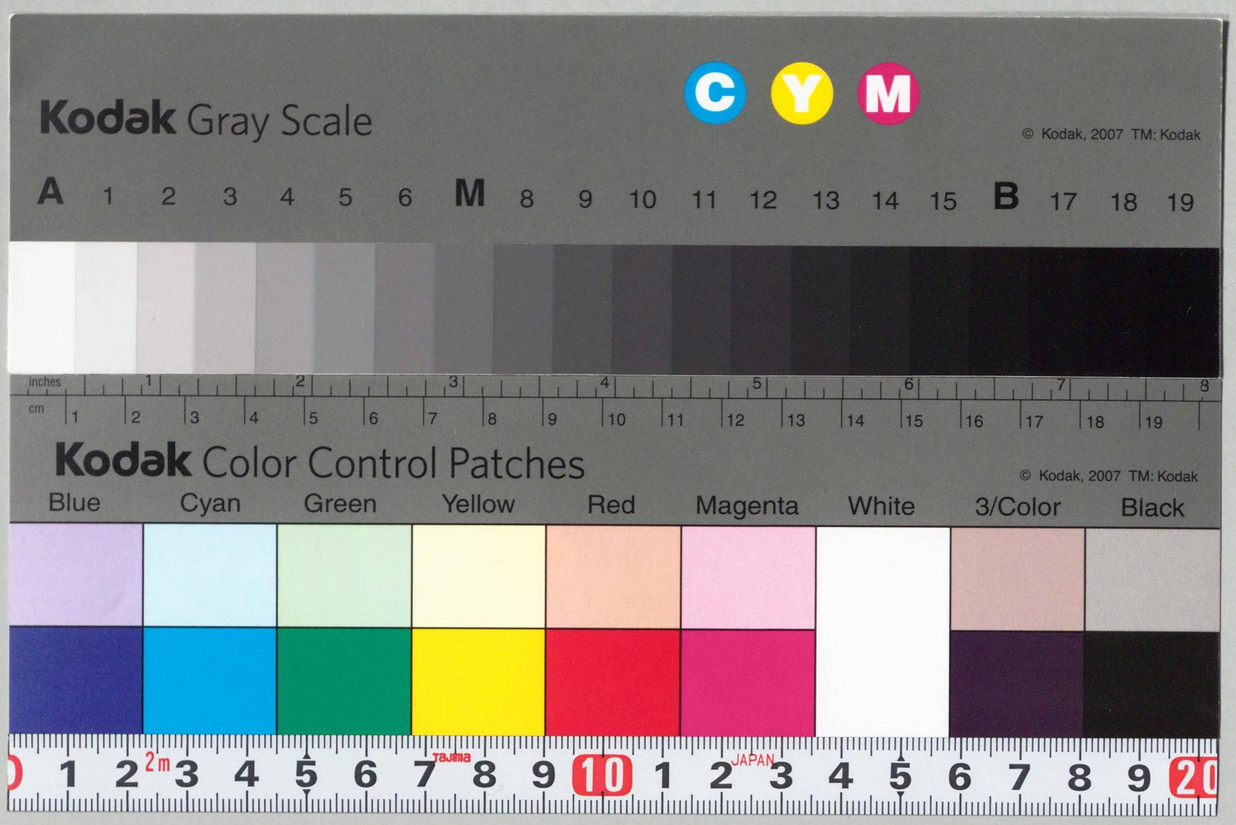

禁帯出

CZ-4-3
1200404246306

第三十二回国会参議院決算委員会
第三十三回国会参議院決算委員会
国立国会図書館

CZ 4 2

第三十二回
第三十三回 国会制定法

第三十二回国会会期{昭和三十四年 六 月二十二日から
昭和三十四年 七 月 三 日まで} 昭34法167・法168

第三十三回国会会期{昭和三十四年 十 月二十六日から
昭和三十四年十二月二十七日まで} 昭34法169—法204
昭35法 1 ・法 2

参 議 院 法 制 局

第三十二回国会制定法

会　期 {昭和三十四年六月二十二日から / 昭和三十四年七月　三　日まで}

参　議　院　法　制　局

国立国会
35.4.27
図書館
51933

320.91
Sy996k
CZ
42

凡例

一、本書は、第三十二回国会（臨時会）（昭和三十四年六月二十二日から昭和三十四年七月　三　日まで）を通過成立して公布された法律二件（内閣提出）―昭和三四年法律第一六七号・同第一六八号―を収録したものである。

二、収録した法律は、その公布番号の順序に従つて配列した。

三、目次（法律の公布番号順）、件名索引（五十音順）及び部門別索引を掲載した。

国立国会
35. 4. 27
図書館

519336

目　次

法律第百六十七号　行政機関職員定員法等の一部を改正する法律（昭和三十四年七月九日公布）……一
法律第百六十八号　裁判所職員定員法の一部を改正する法律（昭和三十四年七月九日公布）……三

件名索引（五十音順）

（註）○印は、第三十二回国会を通過成立した法律を示す。
△印は、右法律によつて、改正された法律を示す。
例えば、
△憲法調査会法（昭三一―法一四〇）の一部改正（昭三四―法一六七）とあるのは、昭和三十四年法律第百六十七号（行政機関職員定員法等の一部を改正する法律）によつて、憲法調査会法（昭三一―法一四〇）が一部改正されたことを示す。

（き）

○行政機関職員定員法等の一部を改正する法律（昭三四・七・九・法一六七）……一
△行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭三〇―法二九）の一部改正（昭三四―法一六七）……三

（け）

△憲法調査会法（昭三一―法一四〇）の一部改正（昭三四―法一六七）……二

（こ）

△国防会議の構成等に関する法律（昭三一―法一六六）の一部改正（昭三四―法一六七）……二

（さ）

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律（昭三四・七・九・法一六八）……三

（ほ）

△法制局設置法（昭二七―法二五二）の一部改正（昭三四―法一六七）……二

部門別索引

（註）一、第三十二回国会を通過成立した法律を、第一行政一般、第二司法・法務及び第三国防の三部門に分類して掲載した。

二、○印は、同国会を通過成立した法律を示す。

△印は、右法律によつて、改正された法律を示す。

例えば、

△法制局設置法（昭二七―法二五二）の一部改正（昭三四―法一六七）……二

とあるのは、昭和三十四年法律第百六十七号（行政機関職員定員法等の一部を改正する法律）によつて、法制局設置法（昭二七―法二五二）が一部改正されたことを示す。

第一　行政一般

○行政機関職員定員法等の一部を改正する法律（昭三四・七・九・法一六七）……一

△行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭三〇―法二九）の一部改正（昭三四―法一六七）……三

△法制局設置法（昭二七―法二五二）の一部改正（昭三四―法一六七）……二

△憲法調査会法（昭三一―法一四〇）の一部改正（昭三四―法一六七）……二

第二　司法・法務

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律（昭三四・七・九・法一六八）……三

第三　国防

△国防会議の構成等に関する法律（昭三一―法一六六）の一部改正（昭三四―法一六七）……二

法律第百六十七号（昭三四・七・九）

◎行政機関職員定員法等の一部を改正する法律

（行政機関職員定員法の一部改正）

第一条 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

行政機関の区分	定員	備考
本府	二、六六五人	
公正取引委員会	二三八人	
国家公安委員会		
警察庁	七、六七二人	うち九九九人は、警察官とする。
国家消防本部	一一八人	
土地調整委員会	一八人	
首都圏整備委員会	四二人	
宮内庁	九七二人	
行政管理庁	一、六一七人	
北海道開発庁	五、八四二人	
自治庁	二七〇人	
防衛庁		
本庁	一人	
調達庁	二、八二一人	
経済企画庁	四三六人	
科学技術庁	八六八人	
計	二三、五七九人	
法務省		
本省	四三、三四〇人	うち一〇、五九三人は、検察庁の職員とする。
司法試験管理委員会	一人	
公安審査委員会	一〇人	
公安調査庁	一、六五〇人	
計	四五、〇〇〇人	
外務省		
本省	一、九八九人	
大蔵省		
本省	二一、三四四人	
国税庁	五〇、四六六人	
計	七一、八一〇人	
文部省		
本省	六六、七八〇人	うち六五、一〇七人は、国立学校の職員とする。
文化財保護委員会	四二八人	
計	六七、二〇八人	
厚生省		
本省	四五、四二六人	
農林省		
本省	二六、七九九人	
食糧庁	二七、八七九人	
林野庁	二七、六一〇人	
水産庁	一、五五九人	
計	八三、八四七人	

通商産業省	本省	一二、〇一九人
	特許庁	九六五人
	中小企業庁	一三六人
	計	一三、一二〇人
運輸省	本省	一一、四一六人
	船員労働委員会	五四人
	捕獲審検再審査委員会	五人
	海上保安庁	一〇、八九〇人
	海難審判庁	一九七人
	気象庁	五、三六二人
	計	二七、九二四人
郵政省	本省	二六七、五一八人
労働省	本省	二一、五九二人
	中央労働委員会	八五人
	公共企業体等労働委員会	一二八人
	計	二一、八〇五人
建設省	本省	一八、〇二八人
合計		六八七、二五四人

（法制局設置法の一部改正）

第二条 法制局設置法（昭和二十七年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「五十七人」を「五十八人」に改める。

（憲法調査会法の一部改正）

第三条 憲法調査会法（昭和三十一年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

第九条第六項中「十二人」を「十三人」に改める。

（国防会議の構成等に関する法律の一部改正）

第四条 国防会議の構成等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第六項中「十三人」を「十四人」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（暫定定員）

第二条 改正後の行政機関職員定員法（以下「新法」という。）第二条第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる各行政機関においては、それぞれ、同表中欄に掲げる日までの間の職員の定員は、同表下欄に掲げる員数を新法第二条第一項に規定する定員に加えたものとする。

調達庁	昭和三十四年七月三十一日	三二〇人
	昭和三十四年九月三十日	二八〇人
	昭和三十五年二月二十九日	一八五人
大蔵省本省	昭和三十四年九月三十日	二人
厚生省本省	昭和三十四年十一月十五日	一〇六人
	昭和三十五年五月十五日	八〇人
農林省本省	昭和三十四年九月三十日	一〇〇人
通商産業省本省	昭和三十四年九月三十日	二人

（行政機関職員定員法の一部を改正する法律の一部改正）

第三条 行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十項の表厚生省の項中「

昭和三十四年五月十五日	一五〇人

」を「

昭和三十四年五月十五日	一五〇人
昭和三十四年十一月十五日	二六人
昭和三十五年五月十五日	八〇人

」に改める。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第百六十八号（昭三四・七・九）

◎裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一万九千九百一人」を「一万九千九百三十四人」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

（法務・内閣総理大臣署名）

第三十三回国会制定法

会　期　昭和三十四年十月二十六日から
　　昭和三十四年十二月二十七日まで

参　議　院　法　制　局

凡　例

一、本書は、第三十三回国会（臨時会）〔昭和三十四年十月二十六日から昭和三十四年十二月二十七日まで〕を通過成立して公布された法律三十八件（閣法三十四件・衆法四件）―昭和三四年法律第一六九号から同第二〇四号まで・昭和三五年法律第一号・同第二号―を収録したものである。

二、収録した法律は、その公布番号の順序に従つて配列した。

三、目次（法律の公布番号順）、件名索引（五十音順）及び部門別索引を掲載した。

右の目次、件名索引、部門別索引及び本文中「（衆法）」と表示してあるのは、議員提出の法律案中衆議院議員提出のものであることを示し、その他はすべて内閣提出のものであることを示す。

目次

昭和三十四年

法律第百六十九号　昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法（昭和三十四年十二月三日公布）……一

法律第百七十号　昭和三十四年八月及び九月の風水害による任意共済に係る保険金の支払等にあてるための資金の融通に関する特別措置法（昭和三十四年十二月三日公布）……二

法律第百七十一号　昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法（昭和三十四年十二月三日公布）……三

法律第百七十二号　昭和三十四年台風第十五号により災害を受けた伊勢湾等に面する地域における高潮対策事業に関する特別措置法（昭和三十四年十二月三日公布）……四

法律第百七十三号　昭和三十四年八月及び九月の暴風雨による堆積土砂及び湛水の排除に関する特別措置法（昭和三十四年十二月三日公布）……六

法律第百七十四号　昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に伴う公営住宅法の特例等に関する法律（昭和三十四年十二月三日公布）……七

法律第百七十五号　昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律（昭和三十四年十二月四日公布）……八

法律第百七十六号　昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法（昭和三十四年十二月五日公布）……一〇

法律第百七十七号　昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法（昭和三十四年十二月五日公布）……一二

法律第百七十八号　中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律（昭和三十四年十二月五日公布）……一三

法律第百七十九号　昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた市町村職員共済組合の組合員に支給する災害見舞金の額の特例に関する法律（昭和三十四年十二月七日公布）……一三

法律第百八十号　昭和三十四年七月及び八月の豪雨、同年八月及び九月の暴風雨又は同年九月の降ひようによる被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律（昭和三十四年十二月七日公布）……一三

法律第百八十一号　昭和三十四年九月の暴風雨により塩害を受けた農地の除塩事業の助成に関する特別措置法（昭和三十四年十二月七日公布）……一四
法律第百八十二号　昭和三十四年九月の風水害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法（昭和三十四年十二月七日公布）……一五
法律第百八十三号　昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法（昭和三十四年十二月九日公布）……一五
法律第百八十四号　昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法（昭和三十四年十二月十日公布）……一六
法律第百八十五号　昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた医療機関の復旧に関する特別措置法（昭和三十四年十二月十日公布）……一六
法律第百八十六号　昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた都道府県の災害救助費に関する特別措置法（昭和三十四年十二月十日公布）……一七
法律第百八十七号　昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法（昭和三十四年十二月十日公布）……一八
法律第百八十八号　昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者に対する母子福祉資金の貸付に関する特別措置法（昭和三十四年十二月十日公布）……一九
法律第百八十九号　昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に際し災害救助法が適用された地域における国民健康保険事業に対する補助に関する特別措置法（昭和三十四年十二月十日公布）……二〇
法律第百九十号　昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者等に対する福祉年金の支給に関する特別措置法（昭和三十四年十二月十日公布）……二一
法律第百九十一号　昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する国有の機械等の売払等に関する特別措置法（昭和三十四年十二月十日公布）……二二
法律第百九十二号　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年十二月十日公布）……二三
法律第百九十三号　昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通等に関する特別措置法（昭和三十四年十二月十日公布）……二四
法律第百九十四号　核燃料物質の加工の請負に伴う外国人等の責任の免除等に関する法律（昭和三十四年十二月十一日公布）……二五
法律第百九十五号　昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害に関する失業保険特例法（昭和三十四年十二月十四日公布）……二八
法律第百九十六号　法人税法の一部を改正する法律（昭和三十四年十二月十五日公布）……三一
法律第百九十七号　昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた事業協同組合等の施設の災害復旧に関する特別措置法（昭和三十四年十二月十六日公布）（衆法）……三三
法律第百九十八号　日本学校安全会法（昭和三十四年十二月十七日公布）……三四
法律第百九十九号　炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年十二月十八日公布）……四三
法律第二百号　医師等の免許及び試験の特例に関する法律等の一部を改正する法律（昭和三十四年十二月二十一日公布）（衆法）……五〇
法律第二百一号　市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律（昭和三十四年十二月二十三日公布）（衆法）……五一
法律第二百二号　郵政省設置法の一部を改正する法律（昭和三十四年十二月二十六日公布）……五三
法律第二百三号　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十四年十二月二十八日公布）……五三
法律第二百四号　繭糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年十二月二十八日公布）……五九

昭和三十五年

法律第　一　号　クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和三十五年一月四日公布）（衆法）……五九
法律第　二　号　在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律（昭和三十五年一月八日公布）……六〇

件名索引（五十音順）

（註）○印は、第三十三回国会を通過成立した法律を示す。
△印は、右法律によつて、改正された法律を示す。
例えば、
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三四―法一九八）とあるのは、昭和三十四年法律第百九十八号（日本学校安全会法）によつて、印紙税法（明三二―法五四）が一部改正されたことを示す。

（い）

○医師等の免許及び試験の特例に関する法律等の一部を改正する法律（昭三四・一二・二一・法二〇〇）（衆法）……四五

△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三四―法一九八）……四一

△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三四―法一九九）……四九

△医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律（昭三二―法一六五）の一部改正（昭三四―法二〇〇）……四五

（か）

○核燃料物質の加工の請負に伴う外国人等の責任の免除等に関する法律（昭三四・一二・一一・法一九四）……五〇

△会社更生法（昭二七―法一七二）の一部改正（昭三四―法一九六）……三七

（き）

△行政機関職員定員法（昭二四―法一二六）の一部改正（昭三四―法一七二）……六

（く）

○クリーニング業法の一部を改正する法律（昭三五・一・四・法一）（衆法）……五九

（け）

○繭糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律（昭三四・一二・二八・法一〇四）……五九

△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一部改正（昭三四―法一七二）……五

△在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律（昭三五・一・八・法二）……六〇

△在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭二七―法九三）の一部改正（昭三五―法二）……六一

（こ）

○昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法（昭三四・一二・三・法一六九）……一

○昭和三十四年八月及び九月の風水害による任意共済に係る保険金の支払等にあてるための資金の融通に関する特別措置法（昭三四・一二・三・法一七〇）……二

○昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法（昭三四・一二・三・法一七一）……三

○昭和三十四年台風第十五号により災害を受けた伊勢湾等に面する地域における高潮対策事業に関する特別措置法（昭三四・一二・三・法一七二）……四

○昭和三十四年八月及び九月の暴風雨による堆積土砂及び滅水の排除に関する特別

措置法（昭三四・一二・三・法一七三）……六
○昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に伴う公営住宅法の特例等に関する法律（昭三四・一二・三・法一七四）……七
○昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律（昭三四・一二・四・法一七五）……八
○昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法（昭三四・一二・五・法一七六）……一〇
○昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法（昭三四・一二・五・法一七七）……一二
○昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた市町村職員共済組合の組合員に支給する災害見舞金の額の特例に関する法律（昭三四・一二・七・法一七九）……一三
○昭和三十四年七月及び八月の豪雨、同年八月及び九月の暴風雨又は同年九月の降ひょうによる被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律（昭三四・一二・七・法一八〇）……一三
○昭和三十四年九月の暴風雨により塩害を受けた農地の除塩事業の助成に関する特別措置法（昭三四・一二・七・法一八一）……一四
○昭和三十四年九月の風水害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法（昭三四・一二・七・法一八二）……一五
○昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法（昭三四・一二・九・法一八三）……一六
○昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法（昭三四・一二・一〇・法一八四）……一六
○昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた医療機関の復旧に関する特別措置法（昭三四・一二・一〇・法一八五）……一七
○昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する国有の機械等の売払等に関する特別措置法（昭三四・一二・一〇・法一八六）……一八
○昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者等に対する福祉年金の支給に関する特別措置法（昭三四・一二・一〇・法一九〇）……一九
○昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通等に関する特別措置法（昭三四・一二・一〇・法一九一）……二三
○昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する国有の機械等の売払等に関する特別措置法（昭三四・一二・一〇・法一九一）……二三
○昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた者に対する母子福祉資金の貸付に関する特別措置法（昭三四・一二・一〇・法一八八）……二四
○昭和三十四年七月及び八月の風水害に際し災害救助法が適用された地域における国民健康保険事業に対する補助に関する特別措置法（昭三四・一二・一〇・法一八九）……二五
○昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者等に対する福祉年金の支給に関する特別措置法（昭三四・一二・一〇・法一九〇）……二三
○昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する国有の機械等の売払等に関する特別措置法（昭三四・一二・一〇・法一九一）……二三
○昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通等に関する特別措置法（昭三四・一二・一〇・法一九三）……二五
○昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害に関する失業保険特例法（昭三四・一二・一四・法一九五）……二六
○昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた事業協同組合等の施設の災害復旧に関する特別措置法（昭三四・一二・一六・法一九七）……三三
○市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律（昭三四・一二・二三・法二〇一）（衆法）……三五
○酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律（昭三四・一二・二八・法二〇三）……三五
△所得税法（昭和二二―法二七）の一部改正（昭三四―法一九八）……四一
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三四―法一九九）……四九
△資産再評価法（昭二五―法一一〇）の一部改正（昭三四―法一九六）……三一
（す）
△水産業協同組合法（昭二三―法二四二）の一部改正（昭三四―法一九八）……三三
（せ）
△石炭鉱業合理化臨時措置法（昭三〇―法一五六）の一部改正（昭三四―法一九九）……三五
（そ）
△租税特別措置法（昭三二―法二六）の一部改正（昭三四―法一九六）……三三
（た）
○炭鉱離職者臨時措置法（昭三四・一二・一八・法一九九）……四九
（に）
○日本学校安全会法（昭三四・一二・一七・法一九八）……三四
（ほ）
○法人税法の一部を改正する法律（昭三四・一二・一五・法一九八）……三一
△法人税法（昭二二―法二八）の一部改正（昭三四―法一九八）……四一
△法人税法（昭二二―法二八）の一部改正（昭三四―法一九八）……四九
（も）
△文部省設置法（昭二四―法一四六）の一部改正（昭三四―法一九八）……四一
（ゆ）
○郵政省設置法の一部を改正する法律（昭三四・一二・二六・法二〇二）……五三
（ろ）
△労働省設置法（昭二四―法一六二）の一部改正（昭三四―法一九九）……四九
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三四―法一九九）……四九
（に）
○日本学校安全会法（昭三四・一二・一七・法一九八）……三四
（ほ）
○法人税法の一部を改正する法律（昭三四・一二・一五・法一九八）……三一
△法人税法（昭二二―法二八）の一部改正（昭三四―法一九八）……四一
△法人税法（昭二二―法二八）の一部改正（昭三四―法一九八）……四九
（も）
△文部省設置法（昭二四―法一四六）の一部改正（昭三四―法一九八）……四一
（ゆ）
○郵政省設置法の一部を改正する法律（昭三四・一二・二六・法二〇二）……五三
（ろ）
△労働省設置法（昭二四―法一六二）の一部改正（昭三四―法一九九）……四九
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三四―法一九八）……四九

部門別索引

（註）一、第三十三回国会を通過成立した法律を、第一行政一般、第二地方制度、第三民事法、第四教育・文化、第五厚生、第六労働、第七財政、第八租税・専売、第九産業一般、第一〇農林・水産、第一一商工、第一二郵政、第一三建設及び第一四外事の一四部門に分類して掲載した。

二、○印は、同国会を通過成立した法律を示す。

△印は、右法律によつて改正された法律を示す。

例えば、

△会社更生法（昭二七―法一七二）の一部改正（昭三四―法一九六）とあるのは、昭和三十四年法律第百九十六号（法人税法の一部を改正する法律）によつて、会社更生法（昭二七―法一七二）が一部改正されたことを示す。

第一　行政一般

△行政機関職員定員法（昭二四―法一二六）の一部改正（昭三四―法一七二）……六
△在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭二七―法九三）の一部改正（昭三五―法二）……六一

第二　地方制度

○昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律（昭三四・一二・四・法一七五）……八
○昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた市町村職員共済組合の組合員に支給する災害見舞金の額の特例に関する法律（昭三四・一二・七・法一七九）……一三

第三　民事法

△地方交付税法（昭二五―法二一一）の一部改正（昭三四―法二〇一）……五三
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三四―法一九八）……四二
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三四―法一九九）……四九
△地方公務員法（昭二五―法二六一）の一部改正（昭三四―法一九九）……五〇
△会社更生法（昭二七―法一七二）の一部改正（昭三四―法一九六）……三二
△在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭二七―法九三）の一部改正（昭三五―法二）……六一

第四　教育・文化

○昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法（昭三四・一二・五・法一七六）……一〇
○昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法（昭三四・一二・五・法一七七）……一二
○日本学校安全会法（昭三四・一二・一七・法一九八）……三四
○市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律（昭三四・一二・一三・法二〇一）（衆法）……五二
△文部省設置法（昭二四―法一四六）の一部改正（昭三四―法一九八）……四一

第五　厚生

○昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法（昭三四・一二・一〇・法一八四）……一六
○昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた医療機関の復旧に関する特別措置法（昭三四・一二・一〇・法一八五）……一七

○昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた都道府県の災害救助費に関する特別措置法（昭三四・一二・一〇・法一八六）……一八

○昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法（昭三四・一二・一〇・法一八七）……一九

○昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者に対する母子福祉資金の貸付に関する特別措置法（昭三四・一二・一〇・法一八八）……二〇

○昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に際し災害救助法が適用された地域における国民健康保険事業に対する補助に関する特別措置法（昭三四・一二・一〇・法一八九）……二一

○昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者等に対する福祉年金の支給に関する特別措置法（昭三四・一二・一〇・法一九〇）……二二

○医師等の免許及び試験の特例に関する法律等の一部を改正する法律（昭三四・一二・一〇・法一九一）（衆法）……二三

○クリーニング業法の一部を改正する法律（昭三五・一・四・法一）（衆法）……二五九

△医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律（昭三二―法一六五）の一部改正（昭三四―法二〇〇）……二五〇

第六　労働

○昭和三十四年七月及び八月の水害又は年八月及び九月の風水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法（昭三四・一二・九・法二八三）……二六

○昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害に関する失業保険特例法（昭三四・一二・一四・法一九五）……二六

○炭鉱離職者臨時措置法（昭三四・一二・一八・法一九九）……二六一

△労働省設置法（昭二四―法一六二）の一部改正（昭三四―法一九九）……二六二

△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三四―法一九八）……二六一

△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三四―法一九九）……二六九

△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三四―法一九八）……二六一

△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三四―法一九九）……二六九

△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三四―法一九八）……二六一

△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三四―法一九九）……二六九

△法人税法（昭二二―法二八）の一部改正（昭三四―法一九八）……二六一

△法人税法（昭二二―法二八）の一部改正（昭三四―法一九九）……二六九

△資産再評価法（昭二五―法一一〇）の一部改正（昭三四―法一九六）……二七三

△租税特別措置法（昭三二―法二六）の一部改正（昭三四―法一九六）……二七三

第七　財政

○昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する国有の機械等の売払等に関する特別措置法（昭三四・一二・一〇・法一九一）……二七三

第八　租税・専売

○法人税法の一部を改正する法律（昭三四・一二・一五・法一九六）……二七三

○酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律（昭三四・一二・二八・法二〇三）……二五三

○昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた都道府県の災害救助費に関する特別措置法（昭三四・一二・一〇・法一八六）……一八

○昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法（昭三四・一二・一〇・法一八七）……一九

○昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者に対する母子福祉資金の貸付に関する特別措置法（昭三四・一二・一〇・法一八八）……二〇

○昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に際し災害救助法が適用された地域における国民健康保険事業に対する補助に関する特別措置法（昭三四・一二・一〇・法一八九）……二一

○昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者等に対する福祉年金の支給に関する特別措置法（昭三四・一二・一〇・法一九〇）……二二

○医師等の免許及び試験の特例に関する法律等の一部を改正する法律（昭三四・一二・一〇・法一九一）（衆法）……二三

○クリーニング業法の一部を改正する法律（昭三五・一・四・法一）（衆法）……二五九

第九　産業一般

○中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律（昭三四・一二・五・法一七八）……一三

○昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通等に関する特別措置法（昭三四・一二・一〇・法一九三）……二五

○核燃料物資の加工の請負に伴う外国人等の責任の免除等に関する法律（昭三四・一二・一・法一九四）……二七

第一〇　農林・水産

○昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法（昭三四・一二・三・法一六九）……一

○昭和三十四年八月及び九月の風水害による任意共済に係る保険金の支払等にあるための資金の融通に関する特別措置法（昭三四・一二・三・法一七〇）……二

○昭和三十四年七月及び八月の豪雨、同年八月及び九月の暴風雨又は同年九月の降ひようによる被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律（昭三四・一二・七・法一八〇）……一三

○昭和三十四年九月の暴風雨により塩害を受けた農地の除塩事業の助成に関する特別措置法（昭三四・一二・七・法一八一）……一四

○昭和三十四年九月の風水害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法（昭三四・一二・七・法一八二）……一五

○天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律（昭三四・一二・一〇・法一九二）……二四

○繭糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律（昭三四・一二・二八・法二〇四）……五九

△水産業協同組合法（昭二三―法二四二）の一部改正（昭三四―法一九六）……三

第一一　商工

○昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた事業協同組合等の施設の災害復旧に関する特別措置法（昭三四・一二・一六・法一九七）（衆法）……三三

△石炭鉱業合理化臨時措置法（昭三〇―法一五六）の一部改正（昭三四―法一九九）……五

第一二　郵政

○郵政省設置法の一部を改正する法律（昭三四・一二・二六・法二〇二）……五三

第一三　建設

○昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法（昭三四・一二・三・法一七一）……三

○昭和三十四年台風第十五号により災害を受けた伊勢湾等に面する地域における高潮対策事業に関する特別措置法（昭三四・一二・三・法一七二）……四

○昭和三十四年八月及び九月の暴風雨による堆積土砂及び湛水の排除に関する特別措置法（昭三四・一二・三・法一七三）……六

○昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に伴う公営住宅法の特例等に関する法律（昭三四・一二・三・法一七四）……七

△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一部改正（昭三四―法一七二）……五

第一四　外事

○在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律（昭三五・一・八・法二）……六

法律第百六十九号（昭三四・一二・三）

◎昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法

（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の特例）

第一条　昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害（以下「水害等」という。）を受けた地域についての農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号。以下「暫定措置法」という。）の規定の適用については、次の各号の定めるところによる。

一　政令で定める地域に発生した水害等に係る被害農地、被害農業用施設又は被害林道の災害復旧事業については、暫定措置法第三条第一項中「次項各号（第三項の区域内の農地、農業用施設、林道及び漁港施設の災害復旧事業の事業費のうち同項の政令で定める額に相当する部分については、同項各号）」とあるのは「次項各号」とし、同条第二項第一号、第二号及び第三号ロ中「十分の五」とあるのは「十分の六・五」とする。

二　前号の政令で定める地域については、暫定措置法第三条第三項中「その年の一月一日から十二月三十一日まで」とあるのは、「昭和三十四年については、一月一日から六月三十日まで及び十月一日から十二月三十一日まで（漁港施設については、一月一日から十二月三十一日まで）」とする。

三　水害等に係る被害共同利用施設のうち、政令で定める地域内のものについては、暫定措置法第二条第六項及び第七項中「十万円」とあるのは「三万円」と、暫定措置法第三条第二項第五号中「十分の九」とし、その他のものについては、同号中「十分の二」とあるのは「十分の五」とする。

2　前項第一号及び第二号の規定は、これらの規定を適用しないものとして暫定措置法の規定により算定した暫定措置法第三条の規定により国が行う補助の額が、同項第一号及び第二号の規定を適用して暫定措置法の規定により算定した同条の規定により国が行う補助の額をこえる場合は、適用しない。

（開拓地の施設等に対する助成措置）

第二条　都道府県が、次に掲げる施設（暫定措置法第二条第一項に規定する農業用施設又は同条第四項に規定する共同利用施設に該当するものを除く。）で政令で定める地域に発生した水害等（第三号に掲げる施設については、政令で定める地域に発生した昭和三十四年九月の風水害）を受けたものの災害復旧事業であつて施設ごとの工事の費用が三万円以上のものの事業費につき十分の九を下らない率による補助をする場合には、国は、予算の範囲内で、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が十分の九をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の全部を補助することができる。

一　開拓地における住宅、農舎、畜舎及び鶏舎

二　開拓地における農業者の共同利用に供する施設で政令で定めるもの

三　水産動植物の養殖施設で政令で定めるもの

（災害関連事業に関する特別措置）

第三条 都道府県が、第一条第一項第一号の政令で定める地域に発生した水害等を受けた暫定措置法第二条第一項に規定する農業用施設又は同条第二項に規定する林道に係る同条第六項に規定する災害復旧事業（同条第七項の規定により災害復旧事業とみなされるものを含む。）を行う場合において、当該災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う必要がある農業用施設又は林道の新設又は改良に関する事業（以下「災害関連事業」という。）を行うときは、国は、予算の範囲内で、当該災害関連事業の事業費につき、その三分の二を補助することができる。

2 都道府県が、前項に規定する災害復旧事業に係る災害関連事業を行う者に対し、当該災害関連事業の事業費につき三分の二を下らない率による補助をする場合には、国は、予算の範囲内で、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が三分の二をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の全部を補助することができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年一月一日以後に発生した災害について適用する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百七十号（昭三四・一二・三）

◎昭和三十四年八月及び九月の風水害による任意共済に係る保険金の支払等にあてるための資金の融通に関する特別措置法

第一条 農業共済基金（以下「基金」という。）は、農業共済基金法（昭和二十七年法律第二百二号）第三十三条の規定にかかわらず、農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）に対し、当該連合会が昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた建物についての農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第八十三条第一項第四号の任意共済に係る保険金の支払又は同法第百三十二条の二に規定する事業に係る共済金の交付に関して必要とする資金の貸付の業務を行うことができる。

2 前項の規定により基金が資金の貸付を行うことができる連合会は、その行う同項に規定する任意共済又は農業災害補償法第百三十二条の二に規定する事業に係る建物についての同項に規定する風水害の状況及び同項に規定する資金の貸付を受ける必要の程度を勘案して、農林大臣が指定する。

第二条 基金から貸付を受けた前条第一項に規定する資金は、同項に規定する保険金の支払又は共済金の交付以外の目的に使用してはならない。

2 前項の規定に違反して資金を他の目的に使用した場合には、農業共済基金法第三十六条第二項の規定を準用する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百七十一号（昭三四・一二・三）

◎昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法

（公共土木施設災害復旧事業に関する特別措置）

第一条 昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害であつて政令で定める地域に発生したものに関し、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号。以下「負担法」という。）第三条の規定により地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に基く港務局を含む。）に対し国が費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率については、同法第四条第一項及び第四条の二の規定にかかわらず、当該地方公共団体（地方公共団体の組合又は港務局にあつては、これを組織する地方公共団体）について、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害につき、同法第七条の規定により決定された災害復旧事業費の総額を次の各号に定める額に区分して逓次に当該各号に定める率を乗じて算定した額の当該災害復旧事業費の総額に対する率を、同法第四条第一項の規定による率とする。この場合において、その率は、小数点以下三位まで算出するものとし、四位以下は、四捨五入するものとする。

一 当該地方公共団体の昭和三十四年度の標準税収入（負担法第二条第四項に規定する標準税収入をいう。以下同じ。）の二分の一に相当する額までの額については、十分の八

二 当該地方公共団体の昭和三十四年度の標準税収入の二分の一をこえ標準税収入に達するまでの額に相当する額については、十分の九

三 当該地方公共団体の昭和三十四年度の標準税収入をこえる額に相当する額については、十分の十

2 前項に規定する災害に関し、負担法第三条各号に掲げる施設について国が施行する災害復旧事業の事業費で、地方公共団体（港務局を含む。以下同じ。）がその費用の一部を負担するものについての当該地方公共団体の負担の割合は、同法第五条及び他の法

令の規定にかかわらず、それぞれ、前項の規定により国が負担すべき割合を除いた割合とする。

3　前二項の規定は、負担法の規定により算定した国の負担率が第一項の規定により算定した国の負担率をこえる場合においては、適用しない。

（災害関連事業に関する特別措置）

第二条　地方公共団体又はその機関が、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害であつて政令で定める地域に発生したものに関し、負担法第二条に規定する災害復旧事業を施行する場合において、当該災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して負担法第三条各号に掲げる施設のうち政令で定めるものの新設又は改良に関する事業を施行するときは、他の法令の規定により国が当該新設又は改良に関する事業の事業費の三分の二以上を負担し、又は補助する場合を除き、他の法令の規定により国がその事業費の一部を負担し、又は補助する場合にあつては、これらの規定にかかわらず、その負担率又は補助率を三分の二とし、その他の場合にあつては、国は、その事業費の三分の二を補助する。

（水防資材に関する補助）

第三条　昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害であつて政令で定める地域に発生したものに関し、都道府県又は水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）に規定する水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用で政令で定めるものについては、国は、予算の範囲内において、その費用の三分の二を補助することができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、この法律に規定する事項であつてこの法律の施行前に係るものについても適用する。

（大蔵・農林・運輸・建設・内閣総理大臣署名）

法律第百七十二号（昭三四・一二・三）

◎昭和三十四年台風第十五号により災害を受けた伊勢湾等に面する地域における高潮対策事業に関する特別措置法

1　地方公共団体若しくはその機関又は土地改良区（土地改良区連合を含む。）が、伊勢湾等に面する政令で定める地域において、海岸又はこれと同様の効用を有する河川で昭和三十四年台風第十五号により著しい災害を受けたもの及びこれらに接続し、かつ、これらと同様の効用を有する海岸又は河川について、高潮、暴風、洪水その他の異常な天然現象により生ずる災害を防止するために必要な政令で定める施設の新設、改良及び災害復旧に関する事業（政令で定める事業を除く。）を施行する場合においては、国は、政令で定めるところにより、当該事業（以下「伊勢湾等高潮対策事業」という。）に要する費用（他の法令の規定によれば国庫負担金の算定に農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法（昭和三十四年法律第百六十九号）第一条の規定に適合する場合においては、それぞれ、これらの規定を適用した場合におけるこれらの規定による率

二　伊勢湾等高潮対策事業のうち前号に掲げる部分以外の部分で、他の法令の規定によれば当該部分に要する費用についての国の負担率又は補助率が十分の八以上であるものに要する費用の額については、これらの規定を適用した場合におけるこれらの規定による率、その他のものに要する費用の額については十分の八

2　国が、伊勢湾等高潮対策事業を他の法令の規定により国が施行し、かつ、当該事業費の一部を地方公共団体に負担させることができるものとして施行する場合においては、当該地方公共団体は、当該事業費についてその一部を負担するものとし、その負担の割合は、前項の規定により国が負担すべき割合を除いた割合とする。

3　第一項の場合においては、他の法令の規定による国の負担又は補助は行わず、第二項の場合においては、他の法令の規定による地方公共団体の負担は要しない。

4　第三項の規定は、伊勢湾等高潮対策事業のうち負担法第二条に規定する災害復旧事業に相当する部分に要する費用の額を同法第七条の規定により決定された災害復旧事業費とみなし、これを同条の規定により決定された災害復旧事業費の総額中に算入することを妨げない。

5　第二項の規定は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十条第二項の規定の適用を妨げない。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年九月二十六日以後に施行する事業について適用する。

（建設省設置法の一部改正）

2　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に掲げる部のほか、中部地方建設局に臨時

つき控除すべき負担金があるときは、これを控除するものとする。）についてその一部を負担するものとし、その負担率は、当該事業費を次の各号に掲げる額に区分してそれぞれ当該各号に定める率を乗じて算定した額の当該事業費に対する率とする。この場合において、その率は、小数点以下三位まで算出するものとし、四位以下は、四捨五入するものとする。

一　伊勢湾等高潮対策事業のうち、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号。以下「負担法」という。）第二条又は農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号。以下「暫定措置法」という。）第二条に規定する災害復旧事業に相当する部分に要する費用の額については、それぞれ、負担法第四条若しくは第四条の二又は暫定措置法第三条の規定を適用した場合におけるこれらの規定による率。ただし、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法（昭和三十四年法律第百七十一号）第一条第一項又は昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた

に海岸部を置く。

（行政機関職員定員法の一部改正）

3　行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中

建設省	本省	一八、〇二八人
	合計	六八七、二五四人

を

建設省	本省	一八、二二八人
	合計	六八七、四五四人

に改める。

（大蔵・農林・運輸・建設・内閣総理大臣署名）

法律第百七十三号（昭三四・一二・三）

◎昭和三十四年八月及び九月の暴風雨による堆積土砂及び湛水の排除に関する特別措置法

（定義）

第一条　この法律において「堆積土砂」とは、昭和三十四年八月及び九月の暴風雨（暴風雨に伴う高潮を含む。以下次項において同様とする。）に伴い発生した土砂等の流入、崩壊等により政令で定める地域内に堆積した政令で定める程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等をいう。

2　この法律において「湛水」とは、昭和三十四年八月及び九月の暴風雨に伴い政令で定める地域内に浸入した水で、浸水状態が政令で定める程度に達するものをいう。

（堆積土砂の排除事業）

第二条　地方公共団体その他政令で定める者又はその機関が河川、道路、公園、林業用施設、漁場その他

の施設等で政令で定めるものの区域内の堆積土砂の排除事業（国がその費用の一部を補助する災害復旧事業に附随して行うものを除く。）を施行する場合においては、国は、他の法令に国の負担又は補助に関し別段の定がある場合を除き、予算の範囲内において、その事業費の十分の九を補助することができる。

2　国は、市町村が、第一項に規定する区域外の堆積土砂で、市町村長が指定した場所に集積されたもの又は市町村長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて排除事業を施行する場合においては、予算の範囲内において、その事業費の十分の九を補助することができる。

3　第一項の規定による補助金の交付の事務は、他の法令に定がある場合を除き、林業用施設及び漁場に係るものにあつては農林大臣、その他の施設に係るものにあつては建設大臣が行い、前項の規定による補助金の交付の事務は、建設大臣が行う。

（湛水の排除事業）

第三条　国は、地方公共団体その他政令で定める者が湛水の排除事業を施行する場合においては、予算の範囲内において、その事業費の十分の九を補助することができる。

2　前項の規定による補助金の交付の事務は、政令で定める区分に従つて農林大臣又は建設大臣が行う。

（堆積土砂等の排除事業費の範囲）

第四条　第二条第一項若しくは第二項又は前条第一項の規定により国がその費用を補助する堆積土砂又は湛水の排除事業の事業費の範囲は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（この法律の施行前にした堆積土砂又は湛水の排除事業）

2　この法律は、この法律の施行前に施行された堆積土砂又は湛水の排除事業についても適用する。

（大蔵・農林・建設・内閣総理大臣署名）

法律第百七十四号（昭三四・一二・三）

◎昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に伴う公営住宅法の特例等に関する法律

（公営住宅法の特例）

第一条　昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害であつて政令で定める地域に発生したものに関し、公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）の規定を適用するについては、次の各号に定める特例による。

一　事業主体が、当該災害により滅失した住宅に当該災害の当時居住していた者に賃貸するため第二種公営住宅を建設するときは、公営住宅法第八条第一項の規定にかかわらず、国は、予算の範囲内において、その費用の四分の三を補助することができる。ただし、当該災害により滅失した住宅の戸数の五割に相当する戸数をこえる分については、この限りでない。

二　事業主体が、当該災害により滅失した公営住宅に当該災害の当時居住していた者に賃貸するため公営住宅を建設するとき、又は当該災害により著しく損傷した公営住宅を補修するときは、公営住宅法第八条第二項の規定にかかわらず、国は、予算の範囲内において、第一種公営住宅についてはその費用の三分の二を、第二種公営住宅についてはその費用の四分の三を補助することができる。

2　前項の規定による公営住宅の建設に要する費用についての国の補助金額の算定については、公営住宅法第七条第三項の規定を準用する。

（産業労働者住宅資金融通法の特例）

第二条　住宅金融公庫は、昭和三十四年八月及び九月の風水害であつて政令で定める地域に発生したものにより滅失した産業労働者住宅その他の住宅に当該災害の当時居住していた産業労働者に貸し付けるためこの法律の施行の日から二年以内に住宅を建設しようとする事業者で、主務大臣の定める条件に該当し、かつ、当該災害により産業労働者住宅又は事業場に著しい損害を受けたものに対し、産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）第七条の規定により必要な資金を貸し付ける場合において、当該事業者が当該災害のため同法第九条第一項の償還期間内に償還することが困難な状況にあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による償還期間（すえおき期間を含む。）を三年以内延長し、かつ、貸付の日から起算して三年以内のすえおき期間を設けることができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・大蔵・建設大臣署名）

法律第百七十五号（昭三四・一二・四）

◎昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律

（起債の特例）

第一条　昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地方公共団体のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合においては、昭和三十四年度に限り、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができる。

一　地方税、使用料、手数料その他の徴収金で命令で定めるものの当該災害のための減免であつて、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによつて生ずる財政収入の不足を補う場合

二　当該災害に係る災害救助対策、伝染病予防対策、

病虫害駆除対策、救農土木対策その他これらに類する命令で定める災害対策に通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

（公共土木施設等の小災害に係る地方債の元利補給）

第二条　前条に規定する災害を受けた地方公共団体が政令で定める地域（以下この条において「被災地域」という。）において施行する公共土木施設及び公立学校施設に係る災害復旧事業のうち、公共土木施設に係るものについては一箇所の工事の費用が都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の市にあつては十万円以上十五万円未満、その他の市町村にあつては五万円以上十万円未満のもの、公立学校施設に係るものについては一学校ごとの工事の費用が十万円をこえるもの（公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）第三条の規定による国の負担のないものに限る。）の経費に充てるため発行が許可された地方債については、国は、毎年度当該年度分の元利償還金の百分の三十八・二に相当する額（被災地域のうち政令で定める特に被害の著しい地域について発行を許可された地方債については、元利償還金の三分の二に相当する額）の地方債元利補給金を当該地方公共団体に交付するものとする。

（農地等の小災害に係る地方債の元利補給）

第三条　第一条に規定する災害に係る地方債について、同条の規定による許可をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。この場合において、当該地方債が簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつて引き受けるものであるときは、あわせて郵政大臣と協議しなければならない。

（政令への委任）

第四条　前三条の地方債は、国が資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつてその金額を引き受けるものとする。

（起債許可についての協議）

第五条　自治庁長官は、第一条の規定による地方債について地方自治法第二百五十条の規定による許可をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。この場合において、当該地方債が簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつて引き受けるものであるときは、あわせて郵政大臣と協議しなければならない。

（政令への委任）

第六条　第一条から第三条までの規定による地方債の利息の定率及び償還の方法並びに第二条及び第三条の規定による地方債元利補給金の交付の方法その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・大蔵・郵政大臣署名）

法律第百七十六号（昭三四・一二・五）

◎昭和三十四年八月及び九月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法

（定義）

第一条 この法律において「公立学校」とは、公立の学校で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定するものをいう。

2 この法律において「公立の社会教育施設」とは、公立の公民館、図書館及び体育施設（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五条第四号に掲げる社会教育に関する施設である体育館、運動場、水泳プールその他政令で定める施設をいう。）をいう。

3 この法律において「災害」とは、昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害をいう。

（公立学校の建物等の災害復旧に対する国の負担）

第二条 国は、災害を受けた地域のうち政令で定める地域における公立学校の用に供される建物、建物以外の工作物、土地及び設備（以下「建物等」という。）の災害の復旧に要する経費について、政令で定めるところにより、その四分の三を負担する。

（経費の種目）

第三条 前条に規定する経費の種目は、本工事費、附帯工事費（買収その他これに準ずる方法により建物を取得する場合にあつては、買収費）及び設備費（以下「工事費」と総称する。）並びに事務費とする。

（経費の算定基準）

第四条 前条に規定する工事費は、当該公立学校の建物等を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該建物等の従前の効用を復旧するための施設をすることを含む。）ものとして算定するものとする。この場合において、設備費の算定については、政令で定める基準によるものとする。

2 前項に規定するもののほか、災害によつて必要を生じた復旧であつて、公立学校の建物で鉄筋コンクリート造又は鉄骨造でなかつたものを鉄筋コンクリート造又は鉄骨造のものに、鉄骨造のものを鉄筋コンクリート造のものに改良して当該建物の従前の効用を復旧することを目的とするものは、この法律の適用については、公立学校の建物等を原形に復旧するものとみなす。

3 前条に規定する事務費は、第一項の規定により算定した工事費に政令で定める割合を乗じて算定するものとする。

（公立の社会教育施設の建物等の災害復旧に対する国の補助）

第五条 国は、災害を受けた地域のうち政令で定める地域における公立の社会教育施設の建物等の災害の復旧に要する経費について、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その三分の二を補助することができる。

2 第三条並びに前条第一項及び第三項の規定は、前項の規定により補助する場合について準用する。この場合において、前条第一項中「公立学校」とあるのは、「公立の社会教育施設」と読み替えるものとする。

（都道府県への事務費の交付）

第六条 国は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が文部大臣の委任に基いてこの法律の実施に関する事務を行うために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

（他の法律との関係）

第七条 この法律により国がその費用の一部を負担する公立学校の建物等の災害の復旧については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）による国の費用負担は、行わない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・文部・内閣総理大臣署名）

法律第百七十七号（昭三四・一二・五）

◎昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法

（定義）

第一条 この法律において「私立学校施設」とは、私立の学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。以下同じ。）の用に供される建物、建物以外の工作物、土地及び設備をいう。

2 この法律において「災害」とは、昭和三十四年八月及び九月の風水害をいう。

（国の補助）

第二条 国は、災害を受けた地域（以下「被害地域」という。）における私立学校施設の災害の復旧に要する経費について、当該私立の学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その二分の一を補助することができる。

2 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第五十九条第三項から第六項までの規定は、前項の規定により補助する場合について準用する。この場合において、同条第三項第三号及び第六項中「役員」とあるのは、学校法人以外の私立の学校の設置者については、「職員」と読み替えるものとする。

（経費の種目）

第三条 前条第一項に規定する経費の種目は、本工事費、附帯工事費（買収その他これに準ずる方法により建物を取得する場合にあつては、買収費）及び設備費（以下「工事費」と総称する。）並びに事務費とする。

（経費の算定基準）

第四条 前条に規定する工事費は、当該私立学校施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすること及び原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適当である場合において当該施設に代るべき必要な施設をすることを含む。）ものとして算定するものとする。この場合において、設備費の算定については、政令で定める基準によるものとする。

とする。

2　前条に規定する事務費は、前項の規定により算定した工事費に政令で定める割合を乗じて算定するものとする。

（私立学校振興会の業務の特例）

第五条　私立学校振興会は、私立学校振興会法（昭和二十七年法律第十一号）第二十二条第一項及び第二項の規定による業務を行うほか、被害地域における学校法人（私立学校振興会法附則第十一項の規定により民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人を含むものとされる学校法人をいう。）以外の私立の学校の設置者に対する災害の復旧に必要な資金の貸付業務を行うことができる。

2　私立学校振興会法第二十五条及び第二十八条の規定は、前項の規定による貸付業務について準用する。

（都道府県への事務費の交付）

第六条　国は、政令で定めるところにより、都道府県知事が文部大臣の委任に基いてこの法律の実施に関する事務を行うために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・文部・内閣総理大臣署名）

法律第百七十八号（昭三四・一二・五）

◎中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律

中小企業信用保険公庫法（昭和三十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第二十二条第二項中「十億円」を「二十億円」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第百七十九号（昭三四・一二・七）

◎昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた市町村職員共済組合の組合員に支給する災害見舞金の額の特例に関する法律

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害（以下「災害」という。）を受けた政令で定める地域のうち市町村職員共済組合の規約で指定するもののうちにある住居又は家財について災害により損害を受けた市町村職員共済組合の組合員に対する市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）第五十六条の規定の適用については、同条中「同表に定める月数」とあるのは、「同表に定める各月数に二月の範囲内で各月数ごとに規約で定める月数を加えた月数」と読み替えるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

法律第百八十号（昭三四・一二・七）

◎昭和三十四年七月及び八月の豪雨、同年八月及び九月の暴風雨又は同年九月の降ひようによる被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、昭和三十四年七月及び八月の豪雨、同年八月及び九月の暴風雨又は同年九月の降ひようにより政令で定める地域内において生じた災害に係る被害農家が食糧の用に供するため必要とする米穀の売渡についての特別の措置につき規定するものとする。

（定義）

第二条　この法律において「被害農家」とは、米穀を生産する農家であつて、前条に規定する災害により著しい被害を受け、これによりその生産に係る米穀がその農家の飯用消費量に著しく不足する旨の都道

府県知事の認定を受けたものをいう。

（米穀の売渡）

第三条　市町村が被害農家に対しその飯用消費量を基準とし第一条に規定する災害による被害の程度を参酌して農林大臣の定める数量の米穀を売り渡すのに必要な数量の米穀を都道府県が当該市町村に売り渡す場合には、政府は、当該都道府県に対し、これに必要な数量の米穀を農林省令で定める手続に従い売り渡すものとする。

（売渡の価格）

第四条　政府が前条の規定により都道府県に米穀を売り渡す場合の価格は、被害農家が市町村から買い受ける場合の当該米穀の購入価格がおおむね次の各号に掲げる額となるように農林大臣が定める。

一　国内産米穀については、玄米（三等）六十キログラムにつき、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県又は福井県の区域内において生産されたものについては三千八百八十六円、その他の都府県の区域内において生産されたものにあつては三千九百十円

二　輸入米穀については、前号の額を基準として農林大臣が定める額

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百八十一号（昭三四・一二・七）

◎昭和三十四年九月の暴風雨により塩害を受けた農地の除塩事業の助成に関する特別措置法

（定義）

第一条　この法律で「除塩事業」とは、昭和三十四年九月の暴風雨（暴風雨に伴う高潮を含む。）による海水の浸入のために政令で定める地域内の農地が受けた塩害を除去するために行う次に掲げる事業をいう。

一　かんがい排水施設の設置又は変更

二　揚排水機による揚水又は排水

三　客土

四　石灰等の施用

（助成措置）

第二条　国は、予算の範囲内で、都道府県に対し、当該都道府県が行う除塩事業に要する経費（前条第二号に掲げる事業については、揚排水機を作動するのに要する動力費に限る。）につき、その十分の九（同条第三号に掲げる事業については、二分の一）を下らない率による補助をする場合におけるその補助に要する経費（都道府県が十分の九（同号に掲げる事業については、二分の一）をこえる率により補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除く。）の全部を補助することができる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（この法律の施行前にした除塩事業）

2　この法律は、この法律の施行前に行つた除塩事業についても適用する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

条第三号に掲げる事業に要する経費については、二分の一）を補助することができる。

第三条　国は、予算の範囲内で、都道府県に対し、当該都道府県が市町村又は土地改良区若しくは土地改良区連合が行う除塩事業に要する経費（第一条第二号に掲げる事業については、揚排水機を作動するのに要する動力費に限る。）につき十分の九（同条第三号に掲げる事業に要する経費については、二分の一）を下らない率による補助をする場合におけるその補助に要する経費（都道府県が十分の九（同号に掲げる事業に要する経費については、二分の一）をこえる率により補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除く。）の全部を補助することができる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（この法律の施行前にした除塩事業）

2　この法律は、この法律の施行前に行つた除塩事業についても適用する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百八十二号（昭三四・一二・七）

◎昭和三十四年九月の風水害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法

1　昭和三十四年九月の風水害が著しい都道府県で政令で定めるものが、漁業協同組合の必要とする共同利用小型漁船建造費につき、当該漁業協同組合に対し、十分の八を下らない率による補助をする場合には、国は、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が十分の八をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除く。）の全部を補助することができる。

2　前項の共同利用小型漁船建造費とは、次の各号の一に該当する漁業協同組合が、政令で定めるところにより、当該各号の被害小型漁船に係る組合員の共同利用に供するため、小型の漁船を建造するために要する経費をいうものとする。

一　政令で定める小型漁船（以下「小型漁船」という。）で昭和三十四年九月の風水害を受けたもの（沈没、滅失その他政令で定める等しい被害を受けたものに限る。）のうち、その組合員が当該被害を受けた際に所有し、かつ、その営む漁業の用に供していたもの（以下「被害小型漁船」という。）の合計隻数が政令で定める一定数をこえる漁業協同組合

二　その組合員が前号の風水害の発生の際に所有し、かつ、その営む漁業の用に供していた小型漁船の総隻数に対する被害小型漁船の合計隻数の割合が政令で定める割合をこえる漁業協同組合

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

三　事務費　五分の四

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・大蔵・労働大臣署名）

法律第百八十三号（昭三四・一二・九）

◎昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた政令で定める地域において、市町村又は政令で定める都道府県が緊急失業対策法（昭和二十四年法律第八十九号）の規定により実施する失業対策事業に要する経費であつて、当該災害を受けた日から同年十月一日までの範囲内において政令で定める日から昭和三十五年三月三十一日までの間に係るものについては、国は、労働大臣が大蔵大臣と協議して定める算定基準に従い、次の各号に掲げる経費の種目ごとに、それぞれ、当該各号に掲げる割合により、その一部を補助するものとする。

一　労力費　五分の四

二　資材費　二分の一

法律第百八十四号（昭三四・一二・一〇）

◎昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法

（伝染病予防法の特例）

第一条　昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた政令で定める市町村が当該災害のための予防事務に関して行つた伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）第二十一条の支弁（同法第十九条第二項に関する諸費を除く。）については、同法第二十四条中「三分ノ二」とあるのは「全額（第二十一条第一項第四号ニ規定スル施設ニ付テノ災害ノ復旧ニ要スル費用ニ付テハ六分ノ五）」と、同法第二十五条第一項中「二分ノ一」とあるのは「三分ノ二（第二十一条第一項第四号ニ規定スル施設ニ付テノ災害ノ復旧ニ要スル費用ニ付テハ五分ノ四）」と読み替えて、それぞれ同法第二十四条又は第二十五条第一項の規定を適用する。

2　前項に規定する災害を受けた政令で定める都道府県が当該災害のための予防事務に関して行つた伝染病予防法第二十二条の支弁及び同項の規定に基く政令で定める市が当該災害のための予防事務に関して行つた同法第十九条第二項に関する支弁については、同法第二十五条第一項中「二分ノ一」とあるのは「四分ノ三」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（水道の復旧に関する補助）

第二条　国は、前条第一項に規定する災害を受けた市町村であつて、その経営する水道事業の水道施設が当該災害によつて受けた被害の復旧をしようとするものに対し、政令の定めるところにより、予算の範囲内において、その復旧に要する費用の二分の一を補助することができる。

2　前項の規定は、前条第一項に規定する災害を受けた市町村が、その区域内に給水区域を設けて当該市町村以外の者の経営する簡易水道事業の水道施設が当該災害によつて受けた被害につき、これを復旧して引き続き水道事業を経営するためその復旧をしようとする場合におけるその復旧に要する費用について準用する。

（汚物処理等に関する補助）

第三条　国は、第一条第一項に規定する災害を受けた政令で定める市町村が、当該災害により次の各号の一に掲げる費用を支出したときは、政令の定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の三分の二を補助することができる。この場合には、清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）第十八条の規定の適用はないものとする。

一　ふん尿の処理その他政令で定める清掃に要する費用

二　公衆便所又はし尿貯りゆうそう、し尿積換所その他政令で定めるごみ若しくはふん尿を処理するために必要な施設の設置に要する費用

三　当該災害による被害を受けた前号に規定する施設、し尿消化そう、ごみ焼却場又は火葬場の復旧に要する費用

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第百八十五号（昭三四・一二・一〇）

◎昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた医療機関の復旧に関する特別措置法

（公的医療機関の災害復旧費についての国の補助）

第一条　国は、昭和三十四年九月の風水害を受けた政令で定める地域に存する公的医療機関（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関をいう。以下同じ。）の開設者に対して、その者が行う当該災害により被害を受けた当該公的医療機関の復旧に要する費用について、政令の定めるところにより、予算の範囲内において、その二分の一を補助することができる。ただし、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第七十四条の規定による国の補助を受けることができる公的医療機関については、この限りでない。

（私的医療機関の災害復旧資金の貸付）

第二条　政令で定める金融機関は、昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた政令で定める地域に存する私的医療機関（病院又は診療所であつて、国の開設するもの及び公的医療機関以外のものをいう。）については、他の法令の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、その開設者に対して、その者が行う当該災害により被害を受けた当該私的医療機関の復旧に要する資金を、通常の条件よりも有利な条件で貸し付けることができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第百八十六号（昭三四・一二・一〇）

◎昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた都道府県の災害救助費に関する特別措置法

（救助に要した費用に対する国の負担）

第一条　昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた政令で定める都道府県が当該災害について災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二十三条第一項に規定する救助のため必要な施設又は設備であつて政令で定めるものに要する費用（同法第三十三条第一項の規定により当該都道府県が支弁することとされているものを除く。）を支出したときは、その費用については、当該都道府県が同法第三十三条第一項の規定により支弁した費用とみなし、政令で定めるところにより、同法第三十六条の規定を適用する。

（国の負担に関する特例）

第二条　前条に規定する都道府県については、昭和三十四年度に限り、災害救助法第三十六条中「千分の二」とあるのは「千分の一」と読み替えて、同条の規定を適用する。

（政令への委任）

第三条　この法律に規定するものを除くほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第百八十七号（昭三四・一二・一〇）

◎昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法

（保護施設の災害復旧費に関する特例）

第一条　昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた政令で定める地域において当該災害により被害を受けた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十条又は第四十一条の規定により設置された保護施設の復旧に要する費用については、同法第七十三条第三号中「四分の一」とあるのは「六分の一」と、同法第七十四条第一項中「四分の三」とあるのは「六分の五」と、同法第七十五条第一項第二号中「二分の一」とあるのは「三分の二」と、同条第二項中「三分の二」とあるのは「五分の四」と読み替えて、それぞれ同法第七十三条、第七十四条第一項、第七十五条第一項又は同条第二項の規定を適用する。

（児童福祉施設の災害復旧費に関する特例）

第二条　前条に規定する地域において同条に規定する災害により被害を受けた児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十五条の規定により設置された児童福祉施設の復旧に要する費用については、同法第五十二条中「二分の一（第五十条第十号及び前条第一項第二号の費用中、母子寮、保育所、精神薄弱児通園施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設及び体不自由児施設の設備については、二分の一乃至三分の一）」とあるのは「三分の二」と、同法第五十四条中「四分の一（母子寮、保育所、精神薄弱児通園施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設及びし体不自由児施設の設備については、三分の一乃至四分の一）」と、同法第五十六条の二第一項中「四分の三」とあるのは「六分の五」と、同条第三項中「三分の二」とあるのは「五分の四」と読み替えて、それぞれ同法第五十二条、第五十四条又は第五十六条の二第一項及び第三項の規定を適用する。

2　前条に規定する地域において同条に規定する災害により被害を受けた児童福祉施設であつて児童福祉法第五十六条の二第一項第一号に該当しないもの（都道府県又は市町村が設置したものを除く。）が同項第二号に該当するときは、当該災害によつて生じた当該施設の復旧に要する費用については、同条及び同法第五十六条の三の規定を準用する。この場合において、同法第五十六条の二第一項中「四分の三」とあるのは「六分の五」と、同条第三項中「三分の二」とあるのは「五分の四」と読み替えるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第百八十八号（昭三四・一二・一〇）

◎昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者に対する母子福祉資金の貸付に関する特別措置法

（定義）

第一条 この法律で「被災地域」とは、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域のうち、災害ごとに政令で定める地域をいう。

2 この法律で「被災者」とは、前項に規定する災害の当時当該被災地域に居住し、かつ、当該災害による被害を受けた者をいう。

（据置期間に関する特例）

第二条 被災者に対する母子福祉資金の貸付等に関する法律（昭和二十七年法律第三百五十号。以下「貸付法」という。）による生業資金又は事業継続資金の貸付金であつて、当該被災者が当該災害による被害を受けた日以後昭和三十五年九月三十日までの間の貸付に係るものについては、同法第五条第三項の規定にかかわらず、その据置期間は、貸付の日から二年間とすることができる。

2 被災者に対する貸付法による住宅補修資金の貸付金であつて、当該被災者が当該災害による被害を受けた日以後昭和三十五年九月三十日までの間の貸付に係るものについては、同法第五条第一項の規定にかかわらず、その償還期限は、据置期間経過後五年以内とすることができる。この場合において、その据置期間は、貸付の日から二年間とし、据置期間中は、無利子とするものとする。

（国の貸付に関する特例）

第三条 国が第一条第一項に規定する災害を受けた政令で定める都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市を含む。以下同じ。）に対し貸付法によつて貸し付ける金額は、昭和三十四年度及び昭和三十五年度に限り、同法第十三条第一項の規定にかかわらず、同項の規定によつて貸し付けるものとされる金額と、当該都道府県が被災者に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れる金額との合計額に相当する金額とする。

2 前項の都道府県が昭和三十六年三月三十一日までに被災者に貸し付けた金額が、当該都道府県が昭和三十四年度及び昭和三十五年度において被災者に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額の四倍に相当する金額に満たないこととなつたときは、当該都道府県は、昭和三十六年度において、その満たない額の八分の一に相当する金額を特別会計に繰り入れ、又はその満たない額の四分の一に相当する金額を国に償還しなければならない。

3 前項の規定により都道府県が特別会計に繰り入れなければならない金額については、貸付法第十三条第一項の規定は、適用しない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第百八十九号（昭三四・一二・一〇）

◎昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に際し災害救助法が適用された地域における国民健康保険事業に対する補助に関する特別措置法

国は、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された地域において国民健康保険事業を行う保険者（国民健康保険組合を除く。）に対し、昭和三十四年度に限り、次の各号に規定する額の合計額の十分の八に相当する額から、当該保険者が当該災害により減免した保険料（国民健康保険税を含む。以下同じ。）又は一部負担金の額を基準として当該保険者に交付される国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第七十二条の規定による調整交付金の額を控除した額の範囲内で補助金を交付することができる。

一 当該保険者が昭和三十五年二月二十九日までに当該災害により減免の措置をとつた昭和三十四年度分の保険料の額が、その額と同日現在における同年度分の保険料についての調査決定済額との合計額の百分の五に相当する額以上である場合における当該保険料の減免額

二 当該保険者が昭和三十四年四月一日から昭和三十五年三月三十一日までの間に行われた療養の給付に係る一部負担金の額が、その額と同日までに行われた療養の給付に係る一部負担金の額との合計額の百分の五に相当する額以上である場合における当該一部負担金の減免額

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第百九十号（昭三四・一二・一〇）

◎昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者等に対する福祉年金の支給に関する特別措置法

（定義）

第一条 この法律で「被災地域」とは、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域のうち、当該災害により同日までに滅失した住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき前項に規定する災害により生じた損害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその住宅、家財又

2 この法律で「被災者」とは、前項に規定する災害の当時当該被災地域に居住し、かつ、自己（所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第八条第一項に規定する扶養親族を含む。）の所有に係る住宅、家財又

はその他の財産の価額のおおむね十分の五以上である者をいう。

（本人の所得による支給停止に関する特例）

第二条　昭和三十四年十一月から昭和三十五年四月までの分の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による福祉年金については、その受給権者が被災者であるときは、同法第六十五条第四項に該当する場合においても、同項の規定による支給の停止を行わない。ただし、その受給権者の昭和三十四年における所得が、十三万円（受給権者が同年十二月三十一日において受給権者又はその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条において同じ。）の子であつて義務教育終了前のもの生計を維持したときは、十三万円にその子一人につき一万五千円を加算した額とする。）をこえるときは、この限りでない。

2　前項ただし書に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、国民年金法第六十五条第四項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

（配偶者の所得による支給停止に関する特例）

第三条　昭和三十四年十一月から昭和三十五年四月までの分の国民年金法による老齢福祉年金及び障害福祉年金については、その受給権者の配偶者が被災者であるときは、同法第六十六条第四項に該当する場合においても、同項の規定による支給の停止を行わない。ただし、その配偶者の所得につき、所得税法の規定により計算した昭和三十四年分の所得税額（この所得税額を計算する場合には、同法第十五条の六及び第十五条の八の規定を適用しないものとする。次条において同じ。）があるときは、この限りでない。

（扶養義務者の所得による支給停止に関する特例）

第四条　昭和三十四年十一月から昭和三十五年四月までの分の国民年金法による老齢福祉年金及び障害福祉年金については、その受給権者の民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でその受給権者の生計を維持するものが被災者であるときは、国民年金法第六十六条第五項に該当する場合においても、同項の規定による支給の停止を行わない。ただし、その扶養義務者の所得につき、所得税法の規定により計算した昭和三十四年分の所得税額が、昭和三十五年五月から昭和三十六年四月までの分の老齢福祉年金及び障害福祉年金につき国民年金法第六十六条第五項の規定に基く政令で定める金額以上であるときは、この限りでない。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年十一月一日から適用する。

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第百九十一号（昭三四・一二・一〇）

◎昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する国有の機械等の売払等に関する特別措置法

1　昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた政令で定める地域内に事業所を有する中小企業者（政令で定めるものに限る。）のうち、当該災害により当該地域内の自己の事業所においてその所有に係る機械又は器具につき損害を受けたもの（以下「被害中小企業者」という。）に対しては、普通財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第三項に規定する普通財産をいう。）である機械又は器具のうち政令で定めるもの（以下「国有機械等」という。）を、時価からその五割以内を減額した対価で売り払い、若しくは貸し付け、又は当該災害により当該事業所において損害を受けたその者の所有に係る機械又は器具（以下「被害民有機械等」という。）と交換することができる。

2　前項の交換をする場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。

3　第一項の交換をする場合における国有機械等の価額は、時価からその五割以内を減額した額とすることができる。

4　一の被害中小企業者に対する第一項の規定による国有機械等の売払若しくは貸付の対価又は同項の規定によりその者の被害民有機械等と交換する国有機械等の価額につき、時価から減額することができる金額の合計額は、その者の被害民有機械等に係る同項に規定する災害による損害の総額を限度とするものとする。

5　前各項に規定するもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律は、昭和三十五年十二月三十一日限り、その効力を失う。ただし、この法律の規定により同日以前にされた国有機械等の貸付については、同日後もなおその効力を有する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第百九十二号（昭三四・一二・一〇）

◎天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第二項中「農作物」の下に「、畜産物」を加える。

第二条第四項中「農機具（政令で定めるものに限る。）」の下に「、家畜、家きん」を、「炭がまの構築資金」の下に「、漁船（政令で定めるものに限る。）の建造又は取得に必要な資金」を加える。

附則を附則第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2　昭和三十四年七月及び八月の豪雨並びに同年八月上旬及び中旬並びに九月の暴風雨が第二条第一項の規定により政令で同項の天災として指定された場合における政令で定める都道府県の区域に係る当該天災についてのこの法律の規定の適用については、同条第四項第一号中「又は十五万円（北海道にあつては二十万円、漁具の購入資金として貸し付けられる場合は一千万円）」とあるのは「又は二十万円（果樹の栽培をおもな業務とする被害農業者に対し貸し付けられる場合でその貸付資金に果樹の栽培に必要な資金として貸し付けられるものが含まれるとき及び貸付資金に家畜又は家きんの購入又は飼養に必要な資金として貸し付けられるものが含まれる場合は三十万円、もつぱら家畜又は家きんの飼養を業とする被害農業者に家畜又は家きんの購入又は飼養に必要な資金として貸し付けられる場合及び真珠、うなぎその他政令で定める水産動植物の養殖に必要な資金として貸し付けられる場合は五十万円、漁具の購入資金として貸し付けられる場合は一千万円）」と、同項第二号中「五年」とあるのは「五年（果樹の栽培をおもな業務とする被害農業者に対し貸し付けられる場合で、その貸付資金に果樹の栽培に必要な資金として貸し付けられるものが含まれるときは七年）」とする。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年七月一日以後の天災につき適用する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百九十三号（昭三四・一二・一〇）

◎昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通等に関する特別措置法

（目的）

第一条　この法律は、昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者について、その事業の再建に必要な資金（以下「再建資金」という。）の融通を円滑にする等のため、商工組合中央金庫の貸付利率の引下げのための措置並びに中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）及び中小企業振興資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）の特例を定めることにより、その事業の再建を促進し、経営の安定を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、「被害中小企業者」とは、次に掲げる者をいう。

一　政令で定める地域内に事業所を有し、かつ、前条の災害を受けた中小企業者及び中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体（以下「中小企業者団体」という。）

二　中小企業者団体であつて、その直接又は間接の構成員のうちに前号に掲げる者を含むもの

（商工組合中央金庫に対する利子補給）

第三条　政府は、商工組合中央金庫が被害中小企業者で政令で定めるもの（以下「指定被害中小企業者」という。）に対して再建資金の貸付を行うときは、政令で定めるところにより、当該貸付につき貸付後三年間を限り利子補給金を支給する旨の契約を商工組合中央金庫と結ぶことができる。

（利子補給の対象となる貸付）

第四条　前条の契約による利子補給金の支給の対象となる貸付は、商工組合中央金庫が指定被害中小企業者に対して昭和三十五年三月三十一日（再建資金の融通に関し特に必要がある場合において、政令で同日後の日を指定したときは、その日。以下同じ。）までに行う再建資金の貸付であつて、その全部又は一部の利率が年六分五厘であるものとし、その利子補給金の支給の対象となる金額は、指定被害中小企業者ごとに、その利率によつて貸し付けた額（その額が次の各号に規定する貸付の区分に応じ当該各号に掲げる金額をこえるときは、当該金額）以内の額とする。

一　被害中小企業者（中小企業者団体を除く。）に対する貸付については、百万円（その被害中小企業者の直接又は間接に所属する中小企業者団体が当該被害中小企業者に対し転貸する再建資金の貸付を受けている場合において、その転貸する額のうちに利子補給金の支給の対象となる額があるときは、その対象となる額を控除した金額）

二　中小企業者団体に対する貸付（次号の貸付を除く。）については、三百万円

三　中小企業者団体に対する再建資金であつて、その直接又は間接の構成員たる指定被害中小企業者（以下この条において「被害構成員」という。）に転貸されるもの（以下次項において「転貸資金」という。）の貸付については、それぞれの被害構成員に転貸する金額のうち百万円（その被害構成員が再建資金の貸付を受けている場合において、そのうちに利子補給金の支給の対象となる額があると

き、又はその直接若しくは間接に所属する他の中小企業者団体が当該被害構成員に対し転貸する再建資金の貸付を受けている場合において、その転貸する額のうちに利子補給金の支給の対象となる額があるときは、その対象となる額を控除した金額）までの額に相当する金額の合計額

2　転貸資金の貸付を受ける中小企業者団体がその転貸資金を被害構成員に転貸する場合において、その利率が年六分五厘をこえるときは、そのこえる率により転貸した金額は、前項の利子補給金の支給の対象となる金額には含まれないものとする。

3　政府が前条の契約による利子補給金の支給の対象とすることができる金額の総額は、二十五億円を限度とする。

（利子補給金の支給額）

第五条　第三条の契約により政府が支給する利子補給金の額は、商工組合中央金庫が貸し付けた再建資金の額のうち利子補給金の支給の対象となる金額につき前条第一項に規定する利率により計算した利子の額と、当該利子補給金の支給の対象となる金額につき商工組合中央金庫がその貸付と同種類の貸付を行う場合における通常の利率により計算した利子の額との差額に相当する金額とする。

（融資保険の特例）

第六条　中小企業信用保険法（以下「法」という。）第三条第一項の保険関係であつて、昭和三十五年三月三十一日までに再建資金の貸付（同項に規定する貸付を含む。）を受けた被害中小企業者に係るものについての法第四条第二項の規定の適用については、同項中「合計七百万円」とあるのは、「昭和三十四年八月及び九月の風水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通等に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第一条に規定する再建資金の貸付に係る保険関係及びその他の保険関係ごとに、それぞれ合計七百万円」とする。

（普通保証保険の特例）

第七条　法第九条の二第一項の保険関係であつて、災害関係保証（昭和三十五年三月三十一日までに行われた被害中小企業者の再建資金に係る同項に規定する債務の保証をいう。以下同じ。）に係るものについての同条第二項及び法第九条の四の規定の適用については、これらの規定中「百分の七十」とあるのは、「百分の八十」とする。

2　法第九条の二第一項の保険関係であつて、災害関係保証を受けた被害中小企業者に係るものについての法第九条の三第一項ただし書及び第二項の規定の適用については、同条第一項ただし書中「債務の保証につき」とあるのは「債務の保証につき、特別措置法第七条第一項に規定する災害関係保証（以下「災害関係保証」という。）及びその他の保証ごとに」と、同条第二項中「合計七百万円」とあるのは「特別措置法第一条に規定する再建資金の貸付に係る保険関係及びその他の保険関係ごとに、それぞれ合計七百万円」とする。

（包括保証保険の特例）

第八条　法第九条の六第一項の保険関係であつて、災害関係保証を受けた被害中小企業者に係るものについての同条第一項、第五項及び第六項の規定の適用については、同条第一項中「保険価額の合計額が」とあり、及び「その合計額が」とあるのはそれぞれ「災害関係保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第五項中「債務の保証をしたときは」とあるのは「債務の保証をしたときは、災害関係保証及びその他の保証ごとに」と、同条第六項中「当該保証をした」とあるのは「災害関係保証及びその

他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした」とする。

2　法第九条の六第一項の保険関係であつて、災害関係保証に係るものについての同条第二項及び法第九条の七において準用する法第九条の四の規定の適用については、これらの規定中「百分の七十」とあるのは、「百分の八十」とする。

（保証保険の保険料の特例）

第九条　災害関係保証に係る前二条の保険関係についての保険料の額は、法第九条の五第一項及び法第九条の七において準用する法第五条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

（中小企業振興資金助成法による貸付金の償還期間の特例）

第十条　都道府県は、中小企業振興資金助成法第三条第一項に規定する貸付に係る貸付金であつて、指定被害中小企業者が第一条の災害を受ける以前に貸付を受けたものについては、同法第五条の規定にかかわらず、その償還期間を二年をこえない範囲内で延長することができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、第六条から第九条までの規定は、昭和三十四年八月十四日から適用する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第百九十四号（昭三四・一二・一一）

◎核燃料物質の加工の請負に伴う外国人等の責任の免除等に関する法律

政府は、政府が所有し、又は国際条約に基き購入することとなり、若しくは貸与され若しくは貸与されることとなる核燃料物質（原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。）について、原子炉（原子力基本法第三条第四号に規定する原子炉をいう。）に燃料として使用できる形状又は組成とするための加工その他政令で定める加工を外国人又は外国法人に請け負わせる場合においては、当該加工を行つた工場から積み出された後に生じ、かつ、当該加工に基く事実に対するすべての責任について、当該外国人又は外国法人に対し、その責任を免かれさせるようにし、及び損害を与えないようにすることができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第百九十五号（昭三四・一二・一四）

◎昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害に関する失業保険特例法

（目的）

第一条 この法律は、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害による事業の休止のため休業し、又は離職するに至つた失業保険の被保険者について、失業保険金の支給等に関し失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号。以下「法」という。）の特例を定めることにより、その生活の安定を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「災害」とは、昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害をいう。

2 この法律において「被保険者」とは、失業保険の被保険者であつて、法第三十八条の五第一項の日雇労働被保険者以外のものをいう。

3 この法律において「休業者」とは、次条第一項の確認を受けた者をいう。

（休業の確認）

第三条 災害を受けた政令で定める地域にある事業所に被保険者として雇用されている者は、当該事業所が災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、又は廃止したことにより休業するに至つた場合は、当該休業について、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長の確認を受けることができる。

2 前項の確認があつたときは、その者は、法の規定の適用については、当該休業の最初の日の前日において離職したものとみなす。

3 第一項の確認を受けようとする者は、労働省令で定める期日までに確認の申請をしなければならない。

（被保険者資格喪失の確認に関する特例）

第四条 前条第一項の確認があつたときは、その確認による被保険者の資格の喪失については、法第十三条の二第一項の確認があつたものとみなす。

2 前条第一項の確認による被保険者の資格の喪失については、法第十三条の二第二項の規定は、適用しない。

（失業に関する特例）

第五条 労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない状態にある休業者は、法の規定の適用については、失業しているものとみなす。ただし、災害の状況を考慮して、地域ごとに、昭和三十四年八月三十一日から昭和三十五年三月三十一日までの範囲内において政令で定める日（以下「指定期日」という。）までの間に限る。

2 休業者は、当該休業に係る失業保険金の支給を受けるには、法第十六条の規定にかかわらず、別に労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭して失業の認定を受けなければならない。

3 前項の失業の認定は、法の規定の適用については、法第十六条第一項の失業の認定とみなす。

（待期に関する特例）

第六条 休業者（次項の規定による失業保険金を受ける者を除く。）の前条第二項の失業の認定に係る失業保険金については、法第十九条本文中「失業保険金は、受給資格者が公共職業安定所に離職後最初に求職の申込をした日以後において」とあるのは、「失業保険金は」とする。

2 次の各号に掲げる失業保険金については、法第十九条の規定は、適用しない。

一 休業者であつて前条第二項の失業の認定に係る失業の日数が引き続き三十日以上であるものの当該失業に係る失業保険金

二 第十条第一項第二号に掲げる者であつて法第十六条第一項の失業の認定に係る失業の日数が引き続き三十日以上であるものの当該失業に係る失業保険金

三 休業者であり、かつ、当該事業所が災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、若しくは廃止したことにより離職した者又は第十条第一項第一号に掲げる者であつて、前二号の失業の認定に係る失業の日数が引き続き三十日以上であるものの当該失業に係る失業保険金

（支給方法及び支給期日に関する特例）

第七条 第五条第二項の失業の認定に係る失業保険金の支給方法及び支給期日は、法第二十四条第一項の規定にかかわらず、別に労働省令で定める。

（被保険者資格の取得に関する特例）

第八条 休業者は、指定期日までに、事業の再開により従前の事業所に再び就業し、又は従前の事業主の他の事業所に就業するに至つた場合は、法の規定の適用については、就業の最初の日に当該事業主に雇用されたものとみなす。

2 休業者（前項の規定の適用を受ける者及び指定期日までの間において従前の事業主との雇用関係が終了した者を除く。）は、法の規定の適用については、指定期日の翌日に従前の事業所に雇用されたものとみなす。

（継続雇用期間の通算等）

第九条 休業者（第三条第二項の規定により離職したものとみなされた日まで引き続きその事業主に被保険者として雇用された期間が十月以上である者に限る。以下この条において同じ。）が前条の規定により従前の事業主に雇用されたものとみなされた日以後引き続き十月以上その事業主に被保険者として雇用され、新たに法第十五条第一項に規定する受給資格を得て離職した場合は、当該受給資格に基きその者に支給すべき失業保険金の給付日数については、第三条第二項の規定により離職したものとみなされた日まで引き続きその事業主に被保険者として雇用された期間から次項の規定により計算した期間を減じ

て得た期間を、前条の規定により事業主に雇用されたものとみなされた日以後引き続きその事業主に被保険者として雇用された期間に通算する。

2　前項に規定する被保険者として雇用された期間から減ずべき期間は、第五条第二項の失業の認定に係る失業保険金の支給を受けた日数（十日未満の端数があるときは、その端数を十日として計算する。）について、十日につき一月の割合で計算して得た期間とする。

3　休業者（第一項の規定の適用を受ける者を除く。）が前条の規定により従前の事業主に雇用されたものとみなされた日以後引き続きその事業主に被保険者として雇用され、新たに法第十五条第一項に規定する受給資格を得て離職した場合は、当該受給資格に基きその者に支給すべき失業保険金の給付日数については、法第二十条の二第三項中「失業保険金の支給を受けた日数を差し引いた日数（その日数が、再離職の日の翌日から前の受給資格に係る受給期間が満了する日までの日数を超えるときは、再離職の日の翌日から前の受給資格に係る受給期間が満了する日までの日数）」とあるのは、「失業保険金の支給を受けた日数を差し引いた日数」とする。

第十条　第三条第一項の政令で定める地域にある事業所が災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、又は廃止したことにより当該事業所に被保険者として雇用されている者が離職した場合において、これらの離職した被保険者のうち次の各号に掲げるものが指定期日の翌日までに再び従前の事業主に雇用されるに至り、かつ、その後引き続き十月以上その事業主に被保険者として雇用され、新たに法第十五条第一項に規定する受給資格を得て離職したときは、当該受給資格に基きその者に支給すべき失業保険金の給付日数については、当該事業の休止又は廃止による離職の日（第一号に掲げる者にあつては、第三条第二項の規定により離職したものとみなされた日。以下この条において同じ。）まで引き続きその事業主に被保険者として雇用された期間から事業の休止又は廃止による離職の際の受給資格（第一号に掲げる者にあつては、第三条第二項の規定により離職したものとみなされた際の受給資格）に基き失業保険金の支給を受けた日数について前条第二項の規定により計算した期間を減じて得た期間を、再び新たに法第十五条第一項に規定する受給資格を得て離職したときは、当該受給資格に基きその者に支給すべき失業保険金の給付日数については、この限りでない。

一　当該事業の休止又は廃止による離職前の休業について第三条第一項の確認を受けた者

二　当該事業の休止又は廃止による離職について、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長の確認を受けた者

2　第三条第三項の規定は、前項第二号の確認について準用する。

3　第三条第一項の政令で定める地域にある事業所が災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、又は廃止したことにより当該事業所に被保険者として雇用されている者（第一項ただし書に規定する者を除く。）が離職した場合において、これらの離職した被保険者のうち同項各号に掲げるもの（同項の規定の適用を受ける者を除く。）が指定期日の翌日までに再び従前の事業主に雇用されるに至り、かつ、その後引き続きその事業主に被保険者として雇用され、新たに法第十五条第一項に規定する受給資格を得て離職したときは、当該受給資格に基きその者に支給すべき失業保険金の給付日数については、法第二十

519333

条の二第三項中「失業保険金の支給を受けた日数を差し引いた日数（その日数が、再離職の日の翌日から前の受給資格に係る受給期間が満了する日までの日数を超えるときは、再離職の日の翌日から前の受給資格に係る受給期間が満了する日までの日数）」とあるのは、「失業保険金の支給を受けた日数を差し引いた日数」とする。

（審査の請求等）

第十一条　第三条第一項又は前条第一項第二号の確認に関する処分に不服のある者は、被保険者の資格の得喪の確認に関する処分に対する不服の例により、審査及び再審査の請求をし、並びに訴訟を提起することができる。

2　法第四十条第二項の規定は前項の審査又は再審査の請求について、法第四十一条の規定は第三条第一項又は前条第一項第二号の確認に関する処分が確定した場合について準用する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律は、この法律の施行前の休業及び離職についても適用する。

3　第三条第一項の政令で定める地域にある事業所が災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、又は廃止したことにより当該事業所に被保険者として雇用されている者が離職した場合において、これらの離職した被保険者のうち次の各号に掲げるものが指定期日の翌日までに再び従前の事業主に雇用されるに至り、かつ、その後引き続き十月以上その事業主に被保険者として雇用され、新たに法第十五条第一項に規定する受給資格を得て離職したときは、当該受給資格に基きその者に支給すべき失業保険金の給付日数については、当該事業の休止又は廃止による離職の日（第一号に掲げる者にあつては、第三条第二項の規定により離職したものとみなされた日。以下この条において同じ。）まで引き続きその事業主に被保険者として雇用された期間から事業の休止又は廃止による離職の際の受給資格（第一号に掲げる者にあつては、第三条第二項の規定により離職したものとみなされた際の受給資格）に基き失業保険金の支給を受けた日数について前条第二項の規定により計算した期間を減じて得た期間を、再び新たに法第十五条第一項に規定する受給資格を得て離職したときは、当該受給資格に基きその者に支給すべき失業保険金の給付日数については、この限りでない。

一　当該事業の休止又は廃止による離職前の休業について第三条第一項の確認を受けた者

二　当該事業の休止又は廃止による離職について、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長の確認を受けた者

2　第三条第三項の規定は、前項第二号の確認について準用する。

（労働・内閣総理大臣署名）

法律第百九十六号（昭三四・一二・一五）

◎法人税法の一部を改正する法律

法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第七項中「前五項」を「前六項」に改め、同条第五項の次に次の一項を加える。

前項の規定の適用がない場合においても、第十八条、第十九条第一項ただし書、第二十一条又は第二十二条の二の規定による申告書（第十八条、第二十一条又は第二十一条の二の規定による申告書に記載すべき事項を記載した第二十三条の規定による申告書を含む。）を提出した法人の各事業年度開始の日前五年以内に開始した事業年度において生じた損金のうち、震災、風水害、火災その他命令で定める災害により商品、原材料、製品、半製品、仕掛品その他たな卸をなすべき資産又は固定資産（これに準ずる命令で定めるものを含む。）につき生じた損失の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされた金

額を除く。）で命令で定めるものは、第一項の所得の計算上、これを損金に算入する。ただし、当該損金の生じた事業年度について第十八条、第二十一条又は第二十二条の二の規定による申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した第二十三条の規定による申告書を含む。）に当該損失の金額に関する事項を記載して提出し、かつ、その後において連続してこれらの申告書を提出している場合に限る。

第九条の三中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改める。

第十二条の二第五項中「第九条第七項」を「第九条第八項」に改める。

第十七条第一項、第十九条第九項、第二十条第四項及び第二十六条第四項中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の法人税法第九条第六項の規定は、昭和三十四年一月一日以後に生じた同項に規定する震災、風水害、火災その他命令で定める災害による法人（同法第一条第二項に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の損失の金額について適用する。

3　次に掲げる法人は、改正後の法人税法第九条第六項の規定の適用を受けようとするときは、この法律の施行の日から起算して四月以内に、政令で定めるところにより、前項の災害による損失の金額に関する事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一　この法律の施行前に、当該災害による損失の生じた事業年度について法人税法第十八条、第二十一条又は第二十二条の二に規定する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した同法第二十三条に規定する申告書を含む。）を提出した法人で、当該申告書に当該損失の金額に関する事項を記載しなかつたもの

4　前項の書類を提出する法人で、その提出前に、第二項の災害による損失の生じた事業年度後の事業年度について法人税法第十八条、第十九条第一項ただし書、第二十一条又は第二十二条の二の規定による申告書（同法第十八条、第二十一条又は第二十二条の二の規定による申告書に記載すべき事項を記載した同法第二十三条の規定による申告書を含む。）を提出した法人で、当該申告書に当該損失の金額に関する事項を記載しなかつたもの

5　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改める。

6　資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項及び第五十六条第一項中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改める。

第五十七条第一項中「第九条第五項」の下に「及び第六項」を加える。

7　会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第二百六十九条第三項中「第九条第五項（青色申告書を提出した場合の繰越損金の損金への算入）」を「第九条第五項又は第六項（繰越損金の損金への算入）」に改める。

8　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改める。

（法務・大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百九十七号（昭三四・一二・一六）

◎昭和三十四年八月及び九月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた事業協同組合等の施設の災害復旧に関する特別措置法（衆法）

（目的）

第一条　この法律は、昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた事業協同組合等の施設の災害復旧事業に要する経費につき国が補助を行い、もつて当該施設の災害復旧の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「事業協同組合等の施設の災害復旧事業」とは、政令で定める地域内にある次の各号に掲げる施設であつて前条の災害を受けたものを原形に復旧すること（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するために必要な施設をすることを含む。）及び原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適当である場合において当該施設に代るべき必要な施設をすることを含む。）を目的として行う事業をいう。

一　事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会の施設であつて、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の二第一項第一号又は第九条の九第一項第四号に掲げるもの

二　商工組合又は商工組合連合会の施設であつて、中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第十七条第二項第一号（同法第三十三条において準用する場合を含む。）に掲げるもの

三　前二号に掲げる中小企業者の団体に準ずるものと認められる団体で政令で定めるものの施設であつて、その構成員の共同利用に供するためのもの

四　企業組合の経営の合理化のための施設

（国の補助）

第三条　国は、政令で定めるところにより、都道府県が、事業協同組合等の施設の災害復旧事業に要する経費につき四分の三を下らない率により補助する場合において、当該都道府県に対し、予算の範囲内で、当該補助に要する経費（都道府県が四分の三を

法律第百九十八号（昭三四・一二・一七）

◎日本学校安全会法

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　役員及び職員（第八条―第十五条）
第三章　運営審議会（第十六条・第十七条）
第四章　業務（第十八条―第二十四条）
第五章　財務及び会計（第二十五条―第三十二条）
第六章　監督及び国の補助（第三十三条―第三十五条）
第七章　雑則（第三十六条―第四十二条）
第八章　罰則（第四十三条―第四十七条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　日本学校安全会は、学校安全の普及充実を図るとともに、義務教育諸学校等の管理下における児童、生徒等の負傷、疾病、廃疾又は死亡に関して必要な給付を行い、もつて学校教育の円滑な実施に資することを目的とする。

（法人格）

第二条　日本学校安全会（以下「安全会」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条　安全会は、主たる事務所を東京都に置く。

2　安全会は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（定款）

第四条　安全会は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

一　目的
二　名称
三　事務所の所在地
四　資産に関する事項
五　役員に関する事項
六　運営審議会及び運営審議会の委員に関する事項
七　業務及びその執行に関する事項
八　学校の設置者との災害共済給付契約の締結に関する事項
九　共済掛金に関する事項
十　会計に関する事項

2　定款の変更は、文部大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（登記）

第五条　安全会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称使用の制限）

第六条　安全会でない者は、日本学校安全会という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第七条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、安全会に準用する。

第二章　役員及び職員

（役員）

第八条　安全会に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人を置く。

（役員の職務）

第九条　理事長は、安全会を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して安全会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3　監事は、安全会の業務を監査する。

（役員の任命及び任期）

第十条　役員は、文部大臣が任命する。

2　役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第十一条　次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一　国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長
二　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

（役員の解任）

第十二条　文部大臣は、役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2　文部大臣は、役員が次の各号の一に該当すると き、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
二　職務上の義務違反があるとき。

（役員の兼業禁止等）

第十三条　役員は、他の職業に従事してはならない。ただし、文部大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて許可した場合は、この限りでない。

2　前項ただし書の規定による許可を受けた役員及びその役員を役員とする法人は、自己の営業に関し、安全会と取引してはならない。

（代表権の制限）

第十四条　安全会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が安全会を代表する。

（職員）

第十五条　安全会の職員は、理事長が任命する。

第三章　運営審議会

（運営審議会）

第十六条　安全会に、運営審議会を置く。

2　運営審議会は、二十人以内の委員で組織する。

3　次に掲げる事項については、理事長において、あ

こえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）につきその三分の二を補助することができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・厚生・農林・通商産業・運輸・建設・内閣総理大臣署名）

らかじめ、運営審議会の意見を聞かなければならない。

一　定款の変更
二　業務方法書の変更
三　毎事業年度の予算及び事業計画
四　その他安全会の業務に関する重要事項で、定款をもつて定める事項

4　前項に規定する事項のほか、運営審議会は、理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、理事長に意見を述べることができる。

（運営審議会の委員）

第十七条　運営審議会の委員は、安全会の業務の運営に関係を有する者及び安全会の業務の運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2　第十条第二項及び第三項並びに第十二条第二項の規定は、運営審議会の委員について準用する。

第四章　業務

（業務）

第十八条　安全会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　学校安全（学校における安全教育及び安全管理をいう。）の普及充実に関すること。
二　義務教育諸学校（小学校、中学校又は特殊教育諸学校（盲学校、聾学校又は養護学校をいう。以下同じ。）の小学部若しくは中学部をいう。以下同じ。）の管理下における児童及び生徒の負傷、疾病、廃疾又は死亡（以下「災害」という。）につき、当該児童及び生徒の保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十二条第一項に規定する保護者をいう。以下同じ。）又は政令で定める里親（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号に規定する里親をいう。以下同じ。）その他の政令で定める者に対し、医療費、廃疾見舞金又は死亡見舞金の支給（以下「災害共済給付」という。）を行うこと。
三　前各号の事業に附帯する事業

2　安全会は、前項第二号の業務のほか、高等学校（特殊教育諸学校の高等部を含む。）及び幼稚園（特殊教育諸学校の幼稚部を含む。）の管理下における生徒及び幼児の保護者をいう。）又は政令で定める里親（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号に規定する里親をいう。以下同じ。）その他の政令で定める者に対し、災害共済給付を行うことができる。

（義務教育諸学校の災害共済給付）

第十九条　前条第一項第二号に掲げる災害共済給付は、義務教育諸学校（第三十六条の場合を除き、以下「学校」という。）の管理下における児童及び生徒の災害につき、学校の設置者が児童若しくは生徒の保護者又は政令で定める場合には里親その他の政令で定める者の同意を得て当該児童又は生徒について安全会との間に締結する契約により、政令で定める基準に従い定款で定めるところにより行うものとする。

2　前項の学校の管理下における児童及び生徒の災害の範囲については、政令で定める。

3　安全会は、政令で定める正当な理由がある場合を除いては、第一項の規定による災害共済給付契約の締結を拒んではならない。

（共済掛金）

第二十条　第十八条第一項第二号に掲げる災害共済給付に係る共済掛金の額は、政令で定める範囲内で定款で定める額とする。

2　安全会との間に災害共済給付契約を締結した学校の設置者は、政令で定めるところにより、前項の共済掛金の額に当該契約に係る児童及び生徒の数を乗じて得た額を安全会に対して支払わなければならない。

3　前項の学校の設置者は、当該災害共済給付契約に係る児童若しくは生徒の保護者又は政令で定める場合には里親その他の政令で定める者から、第一項の共済掛金の額のうち政令で定める範囲内で当該学校の設置者の定める額を徴収する。ただし、当該徴収されるべき者が経済的理由によつて納付することが困難であると認められるときは、これを徴収しないことができる。

（給付金の支払の請求及びその支払）

第二十一条　第十八条第一項第二号に掲げる災害共済給付に係る給付金の支払の請求及びその支払は、政令で定めるところにより行うものとする。

（共済掛金を支払わない場合）

第二十二条　安全会は、学校の設置者が第二十条第二項の規定による共済掛金を支払わない場合においては、政令で定めるところにより、当該災害共済給付契約に係る災害共済給付を行わないものとする。

（高等学校及び幼稚園の災害共済給付）

第二十三条　第十八条第二項の災害共済給付については、第十九条から前条までの規定を準用する。この場合において、第二十条第三項中「第一項の共済掛金の額のうち政令で定める範囲内で当該学校の設置者の定める額」とあるのは「第一項の共済掛金」と読み替えるものとする。

（業務方法書）

第二十四条　安全会は、業務開始の際、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書に記載すべき事項は、文部省令で定める。

第五章　財務及び会計

（事業年度）

第二十五条　安全会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

（予算等の認可）

第二十六条　安全会は、毎事業年度、収入及び支出の予算並びに事業計画を作成し、事業年度開始前に文部大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

（決算）

第二十七条　安全会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（財務諸表）

第二十八条　安全会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、これに予算の区分に従つて作成した当該事業年度の決算報告書を添付し、監事の意見をつけて、決算完結後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　理事長は、財務諸表及び決算報告書に監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に、これを運営審議会に提出しなければならない。

3　安全会は、第一項の規定による文部大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えておかなければならない。

（利益及び損失の処理）

第二十九条　安全会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　安全会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（一時借入金）

第三十条　安全会は、文部大臣の認可を受けて、一時借入金をすることができる。

2　前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、文部大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた一時借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（余裕金の運用）

第三十一条　安全会は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債又は地方債の取得

二　銀行その他文部大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

三　信託会社又は信託業務を営む銀行に対する金銭信託（運用方法を特定する金銭信託を除く。）

（文部省令への委任）

第三十二条　この法律に規定するもののほか、安全会の財務及び会計に関し必要な事項は、文部省令で定める。

第六章　監督及び国の補助

（監督）

第三十三条　安全会は、文部大臣が監督する。

2　文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、安全会に対してその業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十四条　文部大臣は、必要があると認めるときは、安全会に対して業務及び資産の状況に関して報告をさせ、又はその職員に安全会の事務所に立入り、業務若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（国の補助）

第三十五条　国は、予算の範囲内において、安全会の事務に要する経費の一部を補助することができる。

2　国は、公立の学校の設置者が第二十条第三項ただし書の規定により同項に規定する者で次の各号の一に該当するものから同項に定める額を徴収しない場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、安全会に対して補助することができる。

一　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者

二　生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの

3　公立の学校の設置者は、安全会が前項の規定により補助金の交付を受けた場合において、第二十条第二項の規定による支払をしていないときは、同項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、政令で定める額を同項の額から控除して支払うことができる。

4　安全会は、第二項の規定により補助金の交付を受けた場合において、第二十条第二項の規定による支払を受けているときは、政令で定めるところにより、政令で定める額を公立の学校の設置者に対して返還しなければならない。

第七章　雑則

（学校の設置者が地方公共団体である場合の事務処理）

第三十六条　この法律に基き学校の設置者が処理すべき事務は、学校の設置者が地方公共団体である場合においては、当該地方公共団体の教育委員会が処理するものとする。

（損害賠償の請求権）

第三十七条　安全会は、災害共済給付の給付事由が第三者の行為によつて生じた場合において、給付を行つたときは、その給付の価額の限度において、当該災害に係る児童、生徒又は幼児が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

（時効）

第三十八条　災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

（給付を受ける権利の保護）

第三十九条　災害共済給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

（公課の禁止）

第四十条　租税その他の公課は、災害共済給付として支給を受ける給付金を標準として、課することができない。

（解散）

第四十一条　安全会の解散については、別に法律で定める。

（大蔵大臣との協議）

第四十二条　文部大臣は、この法律の規定により認可（第四条第二項及び附則第三条第二項の規定による認可を除く。）若しくは承認をしようとするとき、又はこの法律の規定に基き文部省令を定めようとするときは、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

第八章　罰則

（収賄等）

第四十三条　安全会の役員又は職員は、その職務に関してわいろを収受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、五年以下の懲役に処する。

2　安全会の役員又は職員であつた者は、その在職中に請託を受けて職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに関しわいろを収受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

3　安全会の役員又は職員は、その職務に関し請託を受けて第三者にわいろを供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の懲役に処する。

4　犯人又は情を知つた第三者の収受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

（贈賄）

第四十四条　前条第一項から第三項までに掲げる者に対してわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

（報告義務違反等）

第四十五条　第三十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした安全会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

（過料）

第四十六条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした安全会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により文部大臣の許可、認可又は承認を受けなければならない場合において、そ

の許可、認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第五条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠つたとき。

三　この法律に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四　第三十一条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五　第三十三条第二項の規定による文部大臣の命令に違反したとき。

第四十七条　第六条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（安全会の設立）

第二条　文部大臣は、第十条第一項の例により、理事長、理事又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された理事長、理事又は監事となるべき者は、安全会の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

第三条　文部大臣は、設立委員を命じて、安全会の設立に関する事務を処理させる。

2　設立委員は、定款を作成して、文部大臣の認可を受けなければならない。

3　前項の規定による認可を受けたときは、設立委員は、遅滞なく、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条　附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の事務の引継を受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条　安全会は、設立の登記をすることによつて成立する。

（経過規定）

第六条　第六条の規定は、この法律の施行の日から起算して三月間は、適用しない。

第七条　安全会の最初の事業年度は、第二十五条の規定にかかわらず、安全会の成立の日から昭和三十五年三月三十一日までとする。

第八条　安全会の最初の事業年度の収入及び支出の予算並びに事業計画については、第二十六条中「事業年度開始前に」とあるのは、「安全会の成立後遅滞なく」とする。

（安全会に対する便宜の供与）

第九条　都道府県の教育委員会の事務の遂行に支障のない範囲において、所属の職員をして当該都道府県の区域内に置かれる安全会の従たる事務所における事務に従事させることができる。

（共済掛金に関する特例）

第十条　この法律の施行の際、民法第三十四条の規定により設立された財団法人で、児童又は生徒の学校の管理下における災害に関してその名称の何であるかを問わず災害共済給付に相当し、又はこれに類する給付を業務として行うものが現に存し、かつ、当該給付に要する経費の財源が、学校の設置者ごとに、及び学校の種類ごとにみて、当該学校の設置者又は当該学校の所在地の都道府県の補助又は出えんに係るものであり、当該学校の児童又は生徒の保護者等又は当該保護者等を構成員とする団体等の出えんによつていないものである場合においては、当該学校の設置者は、当分の間、その旨の文部大臣の認

定を受けた上、第二十条第三項の規定にかかわらず、当該児童又は生徒に係る同項に定める額の全部を徴収しないこととすることができる。この場合においては、当該学校の設置者は、あらかじめ、当該学校の児童又は生徒につき、当該額の全部を徴収しない旨を規定で定めておかなければならない。

2　文部大臣は、政令で定めるところにより、前項の権限を都道府県の教育委員会に行わせることができる。

（保育所の災害共済給付）

第十一条　安全法は、当分の間、第十八条に規定する業務のほか、保育所（児童福祉法に規定する保育所をいう。）の管理下における同法に規定する乳児、幼児その他の児童の災害につき、当該乳児、幼児その他の児童の保護者又は政令で定める場合には里親その他の政令で定める者に対し、災害共済給付を行うことができる。

2　前項の災害共済給付については、第二十三条の規定を準用する。

3　安全会が第一項の規定により同項の災害共済給付を行う間は、第四条第一項第八号中「学校」とあるのは「学校又は保育所」と読み替えて、同条の規定を適用する。

4　第一項の災害共済給付に関しては、第三十七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは「附則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用する。

（文部省設置法の一部改正）

第十二条　文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第一号ロ中「以下同じ。）」の下に「及び学校安全（学校における安全教育及び安全管理をいう。以下同じ。）」を加え、同条同号ハの次に次の一号を加える。

ニ　災害共済給付（学校の管理下における児童、生徒等の負傷その他の災害に関する共済給付をいう。以下同じ。）の普及充実

第十条の二第二号、第三号及び第六号中「及び学校安全、学校給食及び災害共済給付」を「、学校給食及び災害共済給付」に改める。

（登録税法の一部改正）

第十三条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「農林漁業団体職員共済組合」の下に「、日本学校安全会」を、「農林漁業団体職員共済組合法」の下に「、日本学校安全会法」を加える。

（印紙税法の一部改正）

第十四条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ九ノ三の次に次の一号を加える。

六ノ九ノ四　日本学校安全会ノ日本学校安全会法第十八条第一項第二号、第二項及附則第十一条第一項ニ掲グル給付並ニ同法第十九条第一項（同法第二十三条及其ノ準用規定ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ規定スル災害共済給付契約ニ関スル証書、帳簿

（所得税法の一部改正）

第十五条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「日本学校給食会」の上に「日本学校安全会、」を加える。

（法人税法の一部改正）

第十六条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号中「日本学校給食会」の上に

「日本学校安全会」を加える。

（地方税法の一部改正）

第十七条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「日本学校給食会」の上に「日本学校安全会」を加える。

（内閣総理・大蔵・文部大臣署名）

法律第百九十九号（昭三四・一二・一八）

◎炭鉱離職者臨時措置法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　職業紹介等（第三条―第六条）
第三章　炭鉱離職者援護会
第一節　総則（第七条―第十二条）
第二節　役員及び職員（第十三条―第二十二条）
第三節　業務（第二十三条―第二十五条）
第四節　財務及び会計（第二十六条―第三十五条）
第五節　監督（第三十六条・第三十七条）
第六節　補則（第三十八条・第三十九条）
第四章　雑則（第四十条―第四十四条）
第五章　罰則（第四十五条―第四十九条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、炭鉱離職者が一定の地域において多数発生している現状にかんがみ、炭鉱離職者緊急就労対策事業及び職業訓練の実施、再就職に関する援護その他の措置を講ずることにより、その職業及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「炭鉱労働者」とは、石炭の掘採又はこれに附属する選炭その他の作業に従事する労働者をいう。

2　この法律で「炭鉱離職者」とは、離職した炭鉱労働者であつて、現に失業しているか、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるものをいう。

3　この法律で「鉱業権者」とは、石炭を目的とする鉱業権又は租鉱権を有する者をいう。

第二章　職業紹介等

（職業紹介）

第三条　労働大臣は、多数の炭鉱離職者が居住している地域について、雇用状況から判断して、それらの炭鉱離職者がその地域においては職業に就くことが困難であると認める場合には、炭鉱離職者が他の地域において職業に就くことを促進するための職業紹介に関する計画を作成し、その計画に基き必要な措置を講ずるものとする。

（炭鉱離職者緊急就労対策事業）

第四条　労働大臣は、前条の措置によつてもなお職業に就くことができない炭鉱離職者に対して暫定的に就労する機会を与えることを目的として、炭鉱離職者緊急就労対策事業に関する計画を作成するものとする。

2　労働大臣は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の長の意見を聞くものとする。

3　地方公共団体又はその長が第一項の計画に基いて実施する炭鉱離職者緊急就労対策事業に要する費用については、国は、当該事業に要する費用についての国の負担又は補助に関する他の法令の規定にかかわらず、予算の範囲内において、労働大臣が大蔵大臣と協議して定める算定基準に従い、その五分の四を補助するものとする。

4　第一項の計画に基いて実施する炭鉱離職者緊急就労対策事業においては、公共職業安定所の紹介により、労働大臣が同項の計画で定める炭鉱離職者の数以上の炭鉱離職者を使用しなければならない。

（職業訓練）

第五条　労働大臣は、炭鉱離職者が炭鉱労働者以外の職業に就くことを容易にするため、必要な職業訓練の実施に関し特別の措置を講ずるものとする。

2　前項の措置に係る一般職業訓練所における職業訓練に要する費用については、国は、職業訓練法（昭和二十三年法律第百三十三号）第三十四条第一項の規定による負担を行うほか、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その一部を負担することができる。

（炭鉱離職者の優先雇用）

第六条　鉱業権者は、炭鉱労働者の雇入れについては、炭鉱離職者を雇い入れるようにしなければならない。

2　鉱業権者は、炭鉱労働者を募集する場合には、公共職業安定所に求人の申込をしなければならない。ただし、炭鉱離職者のみを雇い入れようとする場合は、この限りでない。

第三章　炭鉱離職者援護会

第一節　総則

（目的）

第七条　炭鉱離職者援護会は、炭鉱離職者に対して再就職及び生活の安定に関する援護を行うことを目的とする。

（法人格）

第八条　炭鉱離職者援護会（以下「援護会」という。）は、法人とする。

（事務所）

第九条　援護会は、主たる事務所を東京都に置く。

2　援護会は、労働大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（登記）

第十条　援護会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称使用の制限）

第十一条　援護会でない者は、炭鉱離職者援護会という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第十二条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、援護会について準用する。

第二節　役員及び職員

（役員）

第十三条　援護会に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第十四条　理事長は、援護会を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して援護会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3　監事は、援護会の業務を監査する。

（役員の任命及び任期）

第十五条　理事長及び監事は、労働大臣及び通商産業大臣が任命する。

2　理事は、労働大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3　役員の任期は、三年とする。

4　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第十六条　国会議員、国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く。）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員は、役員となることができない。

（役員の解任）

第十七条　労働大臣及び通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2　労働大臣及び通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

3　理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、労働大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（役員の兼職禁止）

第十八条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、労働大臣及び通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（代表権の制限）

第十九条　援護会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が援護会を代表する。

（代理人の選任）

第二十条　理事長は、理事又は援護会の職員のうちから、援護会の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第二十一条　援護会の職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第二十二条　役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節　業務

（業務の範囲）

第二十三条　援護会は、第七条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　炭鉱労働者及び炭鉱離職者が多数居住する地域からその他の地域に移住する炭鉱離職者に対して移住資金を支給すること。

二　職業訓練を受ける炭鉱離職者に対して手当を支給すること。

三　職業訓練を受ける炭鉱離職者の宿泊施設を設置すること。

四　炭鉱離職者を雇い入れる事業主に対して労働者用の宿舎を貸与すること。

五　炭鉱離職者に対して、再就職を容易にするため必要な知識及び技能を習得させるための講習を行うこと。

六　求職のための公共職業安定所との連絡その他求職活動に関して炭鉱離職者に協力すること。

七　独立して事業を行おうとする炭鉱離職者に対して生業資金の借入のあつせんを行うこと。

八　炭鉱離職者に対して生活の指導を行うこと。

九　前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

十　前各号に掲げるもののほか、第七条の目的を達成するため必要な業務を行うこと。

2　前項第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務は、次の各号に該当する炭鉱離職者に対して行うものとする。

一　当該離職がその者の責に帰すべき重大な事由又はその者の都合によるものでないこと。

二　当該離職の日が昭和三十年九月一日以降の日であること。

三　昭和二十九年九月一日以降において一年以上引き続き炭鉱労働者として雇用された経歴を有すること。

四　この法律の施行後において新たに安定した職業に就いたことのないこと。

五　この法律の施行の際現に、炭鉱労働者及び炭鉱離職者が多数居住している地域に住所を有すること。

3　援護会は、第一項第十号に掲げる業務を行おうとするときは、労働大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（業務の運営）

第二十四条　援護会は、炭鉱離職者の発生の状態その他の雇用状況を考慮して、援護の必要の大きい地域について重点的に業務を行うものとする。

2　援護会の業務は、前項の規定によるほか、炭鉱労働者としての経歴、離職の原因、離職後の生活の状態その他の事情を考慮して行うものとする。

（業務方法書）

第二十五条　援護会は、業務開始の際、業務方法書を作成し、労働大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一　移住資金の支給基準及び支給方法

二　職業訓練を受ける炭鉱離職者に対する手当の支給基準及び支給方法

三　職業訓練を受ける炭鉱離職者の宿泊施設の運営方法

四　労働者用の宿舎の貸与条件

五　その他通商産業省令、労働省令で定める事項

第四節　財務及び会計

（事業年度）

第二十六条　援護会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

（予算の認可）

第二十七条　援護会は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、事業年度開始前に労働大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（決算）

第二十八条　援護会は、毎事業年度の決算を翌年度の

七月三十一日までに完結しなければならない。

（財務諸表）

第二十九条　援護会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後二月以内に労働大臣及び通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　援護会は、前項の規定により財務諸表を労働大臣及び通商産業大臣に提出するときは、予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

（短期借入金）

第三十条　援護会は、労働大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、労働大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（余裕金の運用）

第三十一条　援護会は、業務上の余裕金については、銀行その他労働大臣及び通商産業大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金にするほか、これを他に運用してはならない。

（財産の処分の制限）

第三十二条　援護会は、通商産業省令、労働省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、労働大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（補助金）

第三十三条　国は、予算の範囲内において、援護会に対し、その業務に要する費用の一部を補助することができる。

（援護会の費用）

第三十四条　援護会は、前条の規定による国の補助金及び石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）第三十六条の二の規定による交付金のほか、寄附金その他の収入をもつてその業務に必要な費用に充てる。

（省令への委任）

第三十五条　この法律に規定するもののほか、援護会の財務及び会計に関し必要な事項は、通商産業省令、労働省令で定める。

第五節　監督

（監督）

第三十六条　援護会は、労働大臣及び通商産業大臣が監督する。

2　労働大臣及び通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、援護会に対してその業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十七条　労働大臣及び通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、援護会に対してその業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に援護会の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六節　補則

（解散）

第三十八条　援護会の解散については、別に法律で定める。

（大蔵大臣との協議）

第三十九条　労働大臣及び通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一　第二十三条第三項、第二十五条第一項、第二十七条、第三十条第一項若しくは第二項ただし書又は第三十二条の認可をしようとするとき。

二　第二十五条第二項第五号、第三十二条又は第三十五条の通商産業省令、労働省令を定めようとするとき。

三　第二十九条第一項の承認をしようとするとき。

第四章　雑則

（鉱業権者の報告）

第四十条　鉱業権者は、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に対して、定期的に、炭鉱労働者の雇用の状況を報告しなければならない。

（連絡及び協力）

第四十一条　公共職業安定所及び援護会は、炭鉱離職者の再就職を促進し、その他この法律の目的を達成するため、相互に、密接に連絡し、及び協力しなければならない。

（共済組合の組合員期間の特例）

第四十二条　援護会の設立の際現に国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第三条の国家公務員共済組合（以下「組合」という。）の組合員（同法の長期給付に関する規定の適用を受ける者及び者、同法第百二十五条の規定の適用を受ける者及びその退職により同法による退職年金を受けることができる者を除く。以下「組合員」という。）である者が合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第三条の国家公務員共済組合（以下「組合」という。）の組合員（同法の長期給付に関する規定の適用を受ける者及び者、同法第百二十五条の規定の適用を受けるその退職により同法による退職年金を受けることができる者を除く。以下「組合員」という。）である者が、そのなつた日から六十日以内に、政令で定めるところにより、援護会の役員又は職員としての在職期間を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したとき（以下「復帰したとき」という。）の同法第三十八条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨をその組合に申し出たときは、当該退職（以下「転出」という。）については、同法の長期給付は、行わない。ただし、その申出をした者（以下「復帰希望組合員」という。）が引き続き援護会の役員又は職員として在職しなくなつたとき（引き続き復帰したときを除く。）は、当該長期給付を行う。

2　復帰希望組合員が転出した後引き続き援護会の役員又は職員として在職し、引き続き復帰したときは、国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定（第六章の規定を除く。）の適用については、その者は、当該援護会の役員又は職員であつた期間引き続き組合員であつたものとみなす。この場合において、同法第四十二条第二項の規定の適用については、同項中「俸給」とあるのは、「俸給（組合の運営規則で定める仮定俸給を含む。）」とする。

第四十三条　国家公務員共済組合法第六章（短期給付及び福祉事業に係る部分を除く。）の規定は、復帰希望組合員及び援護会について準用する。この場合において、同法第九十九条第二項各号列記以外の部分中「及び国の負担金」とあるのは「、援護会の負担金及び国の負担金」と、同項第二号中「国の負担金」とあるのは「援護会の負担金」と、第百条第二項中「俸給」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定俸給」と、第百二条中「各省各庁の長又は職員団体」とあり、又は「国又は職員団体」とあるのは「援護会」とする。

2　復帰希望組合員が前条第一項ただし書の規定に該

当するに至つたときは、その組合又は国家公務員共済組合法第二十一条第一項の国家公務員共済組合連合会は、政令で定めるところにより、当該復帰希望組合員及び援護会に対し、これらの者が負担した掛金又は負担金を返還しなければならない。

（移住資金等を受ける権利）

第四十四条　移住資金又は第二十三条第一項第二号の手当の支給を受けることとなつた炭鉱離職者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、又は差し押えることができない。

第五章　罰則

第四十五条　第三十七条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした援護会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十六条　第四十条の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

第四十七条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

第四十八条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした援護会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により労働大臣及び通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可または承認を受けなかつたとき。

二　第十条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠つたとき。

三　第二十三条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四　第三十一条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五　第三十六条第二項の規定による事務の引継を受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第四十九条　第十一条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（援護会の設立）

第二条　労働大臣及び通商産業大臣は、援護会の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、援護会の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条　労働大臣及び通商産業大臣は、設立委員を命じて、援護会の設立に関する事務を処理させる。

2　設立委員は、援護会の設立の準備を完了したときは、その旨を労働大臣及び通商産業大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条　附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継を受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2　援護会は、設立の登記をすることによつて成立する。

（経過規定）

第五条　この法律の施行の際現に炭鉱離職者援護会という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。この場合において、第十一条の規定は、当該期間内は、これらの者には適用しない。

（最初の事業年度の特例）

第六条　援護会の最初の事業年度は、第二十六条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十五年三月三十一日に終るものとする。

第七条　援護会の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第二十七条中「事業年度開始前に」とあるのは、「援護会の成立後遅滞なく」とする。

（登録税法の改正）

第八条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本労働協会」の下に「、炭鉱離職者援護会」を、「日本労働協会法」の下に「、炭鉱離職者臨時措置法」を加える。

第十九条第二十七号ノ二の次に次の一号を加える。

二十七ノ三　炭鉱離職者援護会ガ炭鉱離職者臨時措置法第二十三条第一項第三号ノ業務ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記

（印紙税法の改正）

第九条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十一ノ四の次に次の一号を加える。

六ノ十一ノ五　炭鉱離職者援護会ガ炭鉱離職者臨時措置法第二十三条第一項第一号乃至第九号ノ業務ニ関シ発スル証書、帳簿

（所得税法の改正）

第十条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「南方同胞援護会」の下に「、炭鉱離職者援護会」を加える。

（法人税法の改正）

第十一条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第四十一号の次に次の一号を加える。

四十一の二　炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）に基いて、炭鉱離職者緊急就労対策事業に関する計画を作成し、及び炭鉱離職者援護会に対し、認可、承認その他監督を行うこと。

（地方税法の改正）

第十二条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「南方同胞援護会」の下に「、炭鉱離職者援護会」を加える。

第十条第一項中第四号の二の次に次の二号を加える。

四の三　炭鉱離職者緊急就労対策事業に関するこ

と。

四の四　炭鉱離職者援護会の監督に関すること。

第十条第一項第八号中「及び職業訓練法」を「、職業訓練法及び炭鉱離職者臨時措置法」に改め、同条第二項中「前項第四号に掲げる事務及び」を「前項第四号及び第四号の三に掲げる事務並びに」に改め、同条第三項中「及び同項第八号」を「並びに同項第八号」に改め、「職業訓練法の施行」の下に「及び炭鉱離職者に対する職業訓練」を加える。

（地方公務員法の改正）

第十四条　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第六号中「及び公共事業」を「若しくは公共事業又は炭鉱離職者緊急就労対策事業」に改め、「失業者」の下に「又は炭鉱離職者」を加える。

（石炭鉱業合理化臨時措置法の改正）

第十五条　石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二　炭鉱離職者援護会（以下「援護会」という。）に対する交付金の交付

第二十六条第二項に次の一号を加える。

六　援護会に対する交付金の交付の時期及び方法

第三十六条の次に次の一条を加える。

（援護会に対する交付金）

第三十六条の二　事業団は、援護会に対し、その業務に必要な費用に充るため、政令で定めるところにより、通商産業大臣が定める額の交付金を交付しなければならない。

（廃止）

第十六条　この法律は、施行の日から五年以内に廃止するものとする。

（内閣総理・法務・大蔵・通商産業・労働大臣署名）

法律第二百号（昭三四・一二・二一）

◎医師等の免許及び試験の特例に関する法律等の一部を改正する法律（衆法）

（医師等の免許及び試験の特例に関する法律の一部改正）

第一条　医師等の免許及び試験の特例に関する法律（昭和二十八年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の二及び第三条の二中「昭和三十四年」を「昭和三十五年」に改める。

（医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律の一部改正）

第二条　医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律（昭和三十二年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「昭和三十四年」を「昭和三十五年」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第二百一号（昭三四・一二・二三）

◎市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律（衆法）

市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「特別区を含む。以下同じ。」を「特別区を含む。以下同じ。」に改める。

第二条中「市町村立高等学校で、」を「市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。）町村立高等学校で」に、「のみを置くもの」を「を置くもの」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

（経過規定）

2　この法律の施行の際、現に地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の設置する高等学校で夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）を置くもの（以下「定時制高等学校」という。）の職員である者のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第五十八条第一項の規定に基き任命されている校長（定時制の課程のほかに通常の課程を置く高等学校の校長を除く。以下この項において同じ。）又は定時制の課程の授業を担任する教諭、助教諭若しくは講師（以下「附則第二項に規定する定時制課程の校長等」という。）は、別に辞令を発せられないときは、それぞれ、同法第三十四条の規定により、現にある職務の等級及び現に受ける給料の額をもつて、当該定時制高等学校の校長又は定時制の課程の授業を担任する教諭、助教諭若しくは講師（以下「定時制課程の校長等」という。）となつたものとする。

3　この法律の施行の際現に当該指定都市の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等であつて、この法律の施行前に休職を命ぜられ、若しくは懲戒処分を受けた者の休職若しくは

懲戒又は当該附則第二項に規定する定時制課程の校長等に係るこの法律の施行前の事案に係る懲戒処分に関しては、なお、従前の例による。この場合において、この法律の施行後に懲戒処分を行うこととなるときは、当該指定都市の教育委員会が懲戒処分を行うものとする。

4　この法律の施行前に附則第二項に規定する定時制課程の校長等に対し行われた不利益処分に関する説明書の交付、審査の請求、審査及び審査の結果執るべき措置に関しては、なお、従前の例による。

5　この法律の施行後における指定都市の設置する定時制高等学校の定時制課程の校長等）臨時又は非常勤の者を除く。以下この項において同じ。）の定数については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十一条第三項の規定により当該指定都市の条例で定められるまでの間は、この法律の施行の際における指定都市の設置する定時制高等学校の定時制課程の校長等の数によるものとする。

6　この法律の施行の際現に当該指定都市の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等であつて、引き続き当該定時制高等学校の定時制課程の校長等となつた者は、政令の定めるところにより、その選択によつて、都道府県の退職手当を受け、又は受けないことができるものとし、指定都市は、都道府県の退職手当を受けない者の当該指定都市の退職手当について、その者のこの法律の施行の日前の附則第二項に規定する定時制課程の校長等としての在職期間（当該在職期間に接続する在職期間であつて当該都道府県の退職手当を受けるべきものを含む。）をこの法律の施行の日以後の当該指定都市の設置する定時制高等学校の定時制課程の校長等としての在職期間に通算する措置を講ずるものとする。

7　指定都市は、この法律の施行の際現に当該指定市の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等である者が、引き続き当該定時制高等学校の定時制課程の校長等となつた場合においては、政令の定めるところにより、都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下「退職年金条例」という。）の適用を受ける職員（以下「道府県職員」という。）又は恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定する公務員若しくは同法同条に規定する公務員とみなされる者としてのこの法律の施行の日前の在職期間を当該指定都市の退職年金条例の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間に通算する措置を講ずるものとする。

8　前項の規定の適用を受ける者がさらに引き続き当該指定都市を包括する都道府県の都道府県職員となつた場合においては、当該都道府県は、政令の定めるところにより、その者の指定都市の退職年金条例の適用を受ける職員（以下「指定都市職員」という。）としてのこの法律の施行の日以後の引き続く在職期間を当該都道府県の退職年金条例の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間に通算する措置を講ずるものとする。

9　都道府県又は指定都市は、それぞれ、政令の定めるところにより、都道府県職員又は指定都市職員としての在職期間が前二項の規定により指定都市又は都道府県の退職年金条例の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間に通算される場合における必要な調整措置を講ずるものとする。

10　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う都道府県の教育委員会から指定都市の教育委員会への事務引継その他この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（地方交付税法の一部改正）

11　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項の表の上欄の高等学校の生徒数に係る同表の中欄中「定時制の課程の市町村立の高等学校」を「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市以外の市町村の設置する定時制の課程の高等学校」に改める。

第十三条第九項中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

（内閣総理・文部大臣署名）

法律第二百二号（昭三四・一二・二六）

◎郵政省設置法の一部を改正する法律

郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中第四項を第六項とし、第一項から第三項までを二項ずつ繰り下げ、同条に第一項及び第二項として次のように加える。

大臣官房に官房長を置く。

2　官房長は、命を受けて大臣官房の事務を掌理する。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（郵政・内閣総理大臣署名）

法律第二百三号（昭三四・一二・二八）

◎酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　酒税保全措置（第八十四条―第八十六条）」を「第四章　酒税保全措置（第八十四条―第八十六条の五）」に改める。

第二条第一項中「種類」の下に「、類別、品目又は級別」を加え、「この法律の」を「この法律（第八十六条の三及び第八十六条の五を除く。）の」に改め、同条第三項中「第九条」を「第九条第一項」に改める。

第六条第一項中「以下同じ。」を「第八十六条の三及び第八十六条の五を除き、以下同じ。」に改める。

第十条中「拒んではならない。」を「拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。」に改める。

第十四条第一項及び第二項中「石数」を「数量」に

改める。

第二十二条の見出しを「（創立総会等についての商法等の準用）」に改める。

第二十五条及び第二十六条を次のように改める。

（理事会）

第二十五条　酒類業組合の業務の執行は、理事会が決する。

第二十六条　理事会の議事は、定款に特別の定がある場合を除くほか、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

第二十七条に見出しとして「（組合代表の特例）」を附する。

第二十八条第一項中「及び総会」を「並びに総会及び理事会」に改める。

第三十一条の見出し中「権限」を「職務及び権限」に改め、同条第三項中「総会」を「通常総会」に改める。

第三十三条の見出し中「役員」を「役員等」に改め、同条中「第二百五十七条第一項」を「第二百五十六条第三項（取締役の任期の伸長）、第二百五十七条第一項」に改め、「第四十四条第一項（法人の不法行為能力）、第五十四条（代表権の制限）及び」及び「第三十九条第二項（共同支配人）、第七十八条第一項（代表社員の権限）、」を削り、「及び第二百六十二条（表見代表取締役の行為についての責任）」を「、第二百六十一条、第二百六十二条（会社代表）及び第二百七十二条（株主の差止請求権）」に、「準用する。」を「、理事会については、商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで（取締役会の招集）及び第二百六十条ノ三（取締役会の議事録）の規定を準用する。」に改める。

第三十四条第一項中「理事は」を「通常総会は、定款で定めるところにより」に改め、「通常総会を」を削り、同条第二項中「理事」を「臨時総会」に改め、「と認める」を削り、「何時でも臨時総会を」を「定款で定めるところにより、何時でも」に改め、同条第四項中「総組合員の五分の一以上の者は」を「組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て」に、「請求することができる。」を「請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。」に改め、同条第七項中「理事又は」を削り、「各その過半数」を「その過半数」に改める。

第三十八条第二項中「石数」を「数量」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第三十九条中「商法第二百三十九条第五項」を「商法第二百三十一条（総会の招集の決定）、第二百三十九条第五項」に改める。

第四十一条中「総組合員の十分の一以上の者は」を「組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て」に改める。

第四十二条各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に改め、同条中第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第五号中「酒類の需給が均衡を失した」を「酒類の販売の競争が正常の程度をこえて行われ、その販売価格が第八十六条に規定する基準販売価格を著しく下廻る等の事態が生じた」に、「正常な」を「円滑な」に、「左に」を「次に」に、「製造石数」を「製造数量」に、「購入石数」を「購入数量」に、「販売石数」を「販売数量」に改め、同号の次に次の一号を加える。

六　品質の改善、原価の引下げ、能率の増進その他組合員の酒類製造業又は酒類販売業の経営の合理化を遂行するため特に必要がある場合において、前号イ又はホに掲げる規制を行うこと。

第四十三条第一項中「前条第五号に掲げる」を「前条第五号又は第六号の規定による」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「左の各号」を「次の各号（前条第六号の規定による規制に係る協定については、第二号又は第三号）」に改め、同項第三号中「及び」を「又は」に、「著しく」を「不当に」に改める。

第四十五条第一項中「各号」の下に「（第四十二条第六号の規定による規制に係る協定については、同項第二号又は第三号。以下第九十四条第三項において同じ。）」を加える。

第五十八条第一項中「第四十四条第一項（法人の不法行為能力）、第五十四条（代表権の制限）及び」及び「第三十九条第二項（共同支配人）、第七十八条第一項（代表社員の権限）、」を削り、「第二百五十八条（欠員の場合の措置）」を「第二百五十八条（欠員の場合の処置）、第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで（取締役会の招集）、第二百六十条ノ三、第二百六十一条（取締役会の議事録及び会社代表）」に改め、「第二百六十九条（取締役の報酬）」の下に「、第二百七十二条（株主の差止請求権）」を、「同法第四百二十四条第一項中「分配」とあるのは「処分」と」の下に「、同法第二百五十八条第二項中「裁判所」とあるのは「大蔵大臣」と」を加え、「第五十八条第一項において準用する」を「第五十八条第一項ニ於テ準用スル」に改める。

第六十条第二項各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に改め、同項第七号中「酒類業組合を代表しない理事があるときは、」を削る。

第六十六条第一項各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「酒類業組合を代表しない清算人があるときは、」を削る。

第七十二条中「第二百五十八条第一項」を「第二百五十八条第二項」に改める。

第八十二条第一項各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「第四十二条第五号」の下に「又は第六号」を加え、同項第五号中「及びその組合員」を「又はその組合員」に改め、同条第二項中「第四号から第八号まで中「会員たる酒類業組合」とあるのは「会員たる酒類業組合又は会員たる連合会の構成員たる酒類業組合」と」を「同項第四号中「会員たる酒類業組合」とあるのは「会員たる酒類業組合又は会員たる連合会の構成員たる酒類業組合」と、同項第五号中「会員たる酒類業組合又はその組合員」とあるのは「会員たる酒類業組合、会員たる連合会、当該連合会の構成員たる酒類業組合又はこれらの酒類業組合の組合員」と、「会員たる酒類業組合に」とあるのは「会員たる酒類業組合又は会員たる連合会に」と、同項第六号から第八号まで中「会員たる酒類業組合」とあるのは「会員たる酒類業組合又は会員たる連合会の構成員たる酒類業組合」と」に改める。

第八十三条中「第十五条第一項中「その組合員となろうとする者三人以上」」を「第十五条中「その組合員になろうとする者三人以上」」に、「会員と」を「会員に」に、「第十九条第二項第三号」を「第十八条第一項及び第十九条第二項第三号」に、「総組合員の五分の一以上の者」を「総組合員の五分の一以上」に、「総組合員の十分の一以上の者」を「総組合員の十分の一以上」に、「前条第五号に掲げる規制」を「前条第五号又は第六号の規定による規制」に改める。

第八十四条第一項各号列記以外の部分中「酒類の需給が均衡を失した」を「酒類の販売の競争が正常の程度をこえて行われ、その販売価格が第八十六条に規定する基準販売価格を著しく下廻る等の事態が生じた」に、「正常な」を「円滑な」に、「左に」を「次に」に改め、「酒類製造業者」の下に「（酒税法第二十八条第五項の規定により酒類製造者とみなされた者を含む。以

下同じ。）」を加え、同項第二号中「製造石数」を「製造数量」に改め、同項第三号中「購入石数」を「購入数量」に改め、同項第四号中「販売石数」を「販売数量」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　大蔵大臣は、酒類業組合が第四十三条第一項の規定により認可を受けた、又は認可を受けることを要しない協定を実施している場合において、当該協定に違反した組合員があることにより、その適正な実施が阻害され、第四十二条第五号に規定する事態を解消することができないと認めるときは、当該組合員に対し、当該協定に従うべき旨の勧告をすることができる。

第八十六条中「酒税法の規定による」を削り、「容易に」を「、容易に」に、「その販売する酒類の容器」を「、その製造場（酒税法第二十八条第五項の規定により酒類の製造免許を受けた製造場とみなされた場所を含む。）から移出し、若しくは保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保税地域をいう。）から引き取る酒類（酒税法第二十八条第一項又は第二十九条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）又はその販売場から搬出する酒類の容器又は包装」に改め、第四章中同条を第八十六条の五とし、第八十五条の次に次の四条を加える。

（基準販売価格）

第八十六条　大蔵大臣は、酒税の保全のため必要があると認める場合においては、酒類の取引の円滑な運行に資するため、政令で定めるところにより、酒類製造業又は酒類販売業についての酒類の標準的な原価（酒税相当額を含む。以下次条において同じ。）及び適正な利潤を基礎として、酒類製造業者又は酒類販売業者の酒類の販売価格の基準額（以下「基準販売価格」という。）を定めることができる。

（制限販売価格）

第八十六条の二　大蔵大臣は、級別の区分がある酒類の各級別を通ずる酒税の収入を確保するため必要があると認める場合においては、政令で定めるところにより、当該酒類のうち最上位の級別以外の級別のものにつき、当該酒類についての級別ごとの標準的な原価及び適正な利潤の格差等を参酌して、酒類製造業者又は酒類販売業者の販売価格の最高額（以下「制限販売価格」という。）を定めることができる。

2　前項の規定により同項の酒類につき制限販売価格が定められたときは、酒類製造業者又は酒類販売業者は、当該酒類につき、その制限販売価格をこえる価格により、その販売の相手方と販売の契約をし、又は対価の受領をしてはならない。

（再販売価格維持契約）

第八十六条の三　大蔵大臣は、酒類製造業者が酒類の販売の相手方である酒類販売業者と当該酒類の再販売価格（当該酒類販売業者又は当該酒類販売業者の販売する当該酒類を買い受けて販売する酒類販売業者が当該酒類を販売する価格をいう。以下本条において同じ。）を決定し、これを維持することが当該酒類の取引の状況に照らして適当であり、かつ、酒税の保全に資すると認める場合においては、再販売価格を決定し、これを維持することができる酒類の種類（しょうちゅう及びみりんについては、類別、雑酒については、品目。以下本条において同じ。）を指定することができる。

2　酒類製造業者は、前項の規定により大蔵大臣が指定した種類の酒類について再販売価格を決定し、これを維持するための契約を締結しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。その変更（第四項の命令に基く変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

3　大蔵大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、当該契約の内容が次の各号の一に該当すると認められるときは、認可をしてはならない。

一　当該契約に係る酒類の再販売価格が当該酒類について定められている基準販売価格（基準販売価格が定められていない場合には、当該酒類につき第八十六条の規定に準じて算出した金額）を著しく下廻つており、又は当該酒類の販売方法につき適切な措置が講ぜられていない等酒税の保全上不適当であること。

二　不当に差別的であること。

三　消費者又は当該契約に係る酒類販売業者の利益を不当に害すること。

4　大蔵大臣は、第二項の認可を受けた同項の契約の内容が前項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、遅滞なく、当該酒類製造業者に対し、これを変更すべきことを命じなければならない。

5　大蔵大臣は、酒類製造業者が前項の命令に従わないときは、当該契約の認可を取り消すことができる。

6　大蔵大臣は、第一項の指定が不必要となつたと認めるときは、遅滞なく、当該指定を取り消さなければならない。この場合において、当該指定を取り消された種類の酒類につき第二項の認可を受けて締結された契約があるときは、当該認可は、その効力を失う。

7　第四十四条及び第四十六条第二項の規定は、第二項の認可を受けて同項の契約を締結する酒類製造業者について、第四十四条の規定は、当該契約（当該契約に基いて締結される契約を含む。）を締結する酒類販売業者について準用する。この場合において、同条中「協定の実施期日」とあるのは「当該契約の発効期日」と、「その実施」とあるのは「その発効」と、第四十六条第二項中「協定を廃止した」とあるのは「当該契約が失効した」と読み替えるものとする。

（基準販売価格等に係る告示）

第八十六条の四　基準販売価格又は制限販売価格の設定、変更及び廃止並びに前条第一項の指定及び当該指定の取消は、告示により行う。

第九十三条中「及び第八十四条」を「、第八十四条」に改め、「又は命令に基いて行う行為」の下に「及び酒類製造業者又は酒類販売業者が第八十六条の三第二項の認可を受けた同項の契約（当該契約に基いて締結される契約を含む。）に基いて行う行為」を加え、「但し、」を「ただし、当該協定に基いて行う行為又は当該勧告若しくは命令に基いて行う行為につき」に改める。

第九十四条第一項中「（第八十三条において準用する場合を含む。）」の下に「又は第八十六条の三第二項」を加え、同条第二項中「又は命令」を「若しくは命令又は第八十六条の三第一項の規定による指定」に改め、同条第三項中「又は認可」を「若しくは認可」に改め、「第四十三条第二項各号（第八十三条において準用する場合を含む。）の一に」の下に「該当するに至り、又は第八十六条の三第二項の認可を受けた同項の契約の内容が同条第三項各号の一に」を、「第四十五条（第八十三条において準用する場合を含む。）」の下に「又は第八十六条の三第四項若しくは第五項」を加える。

第九十六条　次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　第八十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者

二　第八十六条の二第二項の規定に違反して、契約をし、又は対価の受領をした者

第九十七条　次の各号の一に該当する者は、一年以下

の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　第四十三条第一項（第八十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して同項の認可を受けない協定を実施した酒類業組合等の理事

二　第八十六条の三第二項の認可を受けないで同項の契約を締結し、又は変更した酒類製造業者

第九十八条各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第八十六条」を「第八十六条の五」に改める。

第九十九条中「（第八十三条において準用する場合を含む。）」を削る。

第百条中「第九十六条」の下に「、第九十七条第二号」を加える。

第百一条各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に、「又は清算人」を「若しくは清算人又は酒類製造業者」に改め、同条第六号中「商法第二百四十四条」の下に「、第三十三条若しくは第五十八条第一項（これらの規定を第八十三条において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百六十条ノ二」を加え、同条第十二号中「第四十三条第三項若しくは」を「第四十三条第三項（第八十三条において準用する場合を含む。）、」に、「これらの規定を第八十三条」を「第八十三条及び第八十六条の三第七項」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

2　この法律の施行の際改正前の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（以下「旧法」という。）第二十六条第二項（旧法第五十八条第一項及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定により旧法第八十七条に規定する酒類業組合等を代表する権限を有する理事又は清算人は、改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（以下「新法」という。）第三十三条又は第五十八条第一項（これらの規定を新法第八十三条において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百六十一条第一項の規定による当該酒類業組合等を代表すべき理事又は清算人とみなす。

3　この法律の施行の際現に存する旧法第六十条第二項第七号又は第六十六条第一項第二号（これらの規定を旧法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による登記は、新法第六十六条第二項第二号（これらの規定を新法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による登記とみなす。

4　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第二百四号（昭三四・一二・二八）

◎繭糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律

繭糸価格の安定に関する臨時措置法（昭和三十三年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

（繭糸価格安定法により取得した生糸の売渡の特例）

第十条　政府は、昭和三十五年五月三十一日までは、繭糸価格安定法第二条、第九条の二第一項若しくは第九条の三第一項の規定による買入、同法第十二条第一項の規定による買換又は同法第十二条の二第一項の規定による加工若しくは交換を行つて取得した生糸を同法によらないで売り渡すことができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第一号（昭三五・一・四）

◎クリーニング業法の一部を改正する法律（衆法）

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「公衆衛生」を「主として公衆衛生」に改める。

第三条第二項中「左に掲げる措置」を「前項に規定する措置のほか、次の各号に掲げる措置」に改め、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加え、同条同項を同条第三項とする。

四　洗場については、床が、不浸透性材料（コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいう。）で築造され、これに適当なこう配と排水口が設けられていること。

第三条第一項の次に次の一項を加える。

2　営業者は、洗たく物の洗たくをするクリーニング所に、業務用の機械として、洗たく機及び脱水機をそれぞれ少くとも一台備えなければならない。ただし、脱水機の効用をも有する洗たく機を備える場合は、脱水機は、備えなくともよい。

第四条中「常時五人以上の従事者を使用するクリーニング所」を「クリーニング所（洗たく物の受取及び引渡のみを行うものを除く。）」に改める。

第五条第一項中「前条の規定により置いた」を削る。

第十六条中「二千円」を「二千円」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して一箇月を経過した日から施行する。

2　この法律による改正後のクリーニング業法（以下「新法」という。）第三条第二項の規定は、この法律の施行の際現に開設されている洗たく物の洗たくをするクリーニング所については、この法律の施行の日から起算して二年間は、適用しない。

3　新法第三条第三項第四号の規定は、この法律の施行の際現に開設されている洗たく物の洗たくをするクリーニング所の洗場については、この法律の施行の日から起算して一年間は、適用しない。

4　この法律の施行の日から起算して二年間は、新法第四条本文中「クリーニング所」とあるのは、「常時五人以上の従事者を使用するクリーニング所」と

読み替えるものとする。

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第二号（昭三五・一・八）

◎在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律

（在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正）

第一条　在外公館の名称及び位置を定める法律（昭和二十七年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

表中

「在ポルトガル日本国大使館	ポルトガル　リスボン」を
「在ポルトガル日本国大使館	ポルトガル　リスボン」に改め、
「在ギリシャ日本国大使館	ギリシャ　アテネ」を削り、
「在ハンガリー日本国公使館	ハンガリー　ブダペスト」を
「在ハンガリー日本国公使館	ハンガリー　ブダペスト」に、
「在ルーマニア日本国公使館	ルーマニア　ブカレスト」に、
「在ブルガリア日本国公使館	ブルガリア　ソフィア」に改める。
「在カサブランカ日本国総領事館	モロッコ　カサブランカ」を
「在カサブランカ日本国総領事館	モロッコ　カサブランカ」に改める。
「在マニラ日本国総領事館	フィリピン　マニラ」に改める。

（在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正）

第二条　在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「在チェッコスロヴァキアの各日本国大使館」の下に「並びに在ハンガリー、在ルーマニア及び在ブルガリアの各日本国公使館」を加える。

別表大使館の項中

「ポルトガル	一三、三〇〇	二、三三〇	一〇、四五〇	八、三六〇	七、三三〇	六、二七〇	五、四九〇
ギリシャ	一三、三〇〇	一〇、七三〇	九、二四〇	七、三九〇	六、四七〇	五、五四〇	四、八六〇
ポルトガル	一三、三〇〇	二、三三〇	一〇、四五〇	八、三六〇	七、三三〇	六、二七〇	五、四九〇
ギリシャ	一三、三〇〇	一〇、七三〇	九、二四〇	七、三九〇	六、四七〇	五、五四〇	四、八六〇
ハンガリー	一三、三〇〇	二、三三〇	一〇、四五〇	八、三六〇	七、三三〇	六、二七〇	五、四九〇
ルーマニア	一三、三〇〇	二、三三〇	一〇、四五〇	八、三六〇	七、三三〇	六、二七〇	五、四九〇
ブルガリア	一三、三〇〇	二、三三〇	一〇、四五〇	八、三六〇	七、三三〇	六、二七〇	五、四九〇
カサブランカ	一三、三〇〇	二、三三〇	一〇、四五〇	八、三六〇	七、三三〇	六、二七〇	五、四九〇
マニラ	一三、三〇〇	二、三三〇	一〇、四五〇	八、三六〇	七、三三〇	六、二七〇	五、四九〇

四、二六〇	三、四七〇	三、〇〇〇	二、五四〇	二、三一〇	二、一〇〇	一、八九〇	
四、九五〇	四、一三〇	三、五八〇	三、〇三〇	二、七五〇	二、二五〇	二、一三〇	」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（外務・内閣総理大臣署名）